大都市周辺地区生活の構造

——都市生活と貧困の研究　その三——

社会福祉学科　生活問題研究会

序　章
第一章　興野町住民の社会階層
第二章　興野町住民の労働力供給構造
要　約

序　章

この研究報告は、日本女子大学社会福祉学科生活問題研究会調査部門の研究班（江口英一・一番ケ瀬康子・山崎清・平山耶幸・松尾昌子）が担当したものであるが、執筆は平山・松尾による。調査プランの作成、進行、集計結果の検討などは全員参加の上で行なわれた。この研究は、昨年度及び一昨年度に本誌上に発表された「都市生活と貧困の研究」と題する一連の報告の、第三に相当するものである。

一、研究の目的

「都市生活と貧困の研究」と題する研究シリーズの第三に相当する本報告は、これまでの研究の目的と同じように、現代日本の貧困の本質と形態を明らかにし、現下の社会保障及び社会福祉制度を検討して、われわれなりにそのあるべき姿を考察するための基礎をつくろうとするものである。

ただ表題にも示されているように、ここに報告する内容は、これまでの二報告とちがって、研究の対象、目的、時期などにおける本報告に特殊な限定がある。したがって、それについて若干の説明をしておく必要がある。

1、この報告は、現下における日本社会の貧困の本質と形態に関する一側面を明らかにすることを企図している。すなわち、われわれはこれまでの二つの報告によって、戦前、昭和初期の日本社会における貧困の様相を明らかにし、さらにその形態が、現代の社会に独自な形態へと、第二次大戦に到る過程の中で変化していく経緯の一つが、いくつかの基礎資料の分析を通して解明されたのだが、ここでは分析の場面を戦後の現在にうつしている。

2、これまでの研究は、主として国勢調査及びそれに類するセンサス調査による現在の資料を用いているのに対し、ここでは特殊な限定

された対象に対する実態調査によるデータを用いている。それは二つの理由による。一つは、本研究会（そのなり立ちについては本誌前々号――第八号――に述べられているとおりだが）の他の活動、すなわち同じ地域で続けられているセツルメント活動に対する直接的資料を提供するためである。この活動は、本会福祉活動部門として、松本武子、田宮良子、柴田英子、平山耶幸、一番ヶ瀬康子及び当学科学生によって、この三年間、同じ地域で継続されてきた。二つは、戦前でのこれまでの研究のような全般的分析は、戦前についても必要であり、また昭和三十年国勢調査を用いてのその分析研究は一部既になされているが(1)、最近の資料たる昭和三十五年の国勢調査が、この時期にはまだ利用可能な状態になってはいなかった。そこでわれわれはその作業を一応あとまわしにしたのである。

そこで前二報告に対し、このような位置にある本報告は、つぎのような目的（より具体的な）をそなえている。

すなわち、大都市周辺地区とここの東京都足立区興野町での、住民の生活構造に示される特徴は何であるか、がここでの課題である。

(1) 江口・山崎「日本の社会構成の変化について」労働協会雑誌第二二〇号

二、研究の方法

ところで、まず、第一に「生活の構造」というとき、われわれはこの言葉でつぎのことを念頭に描いている。すなわち、われわれは「生活」するというとき、いわゆる個人的消費生活を再生産しているのみならず、労働生活をしている。端的にいえば、社会関係を生成し、再生産している。したがって、当り前だが、「生活」の過程の解明は、この両側面に及ぶのでなければ、充分でないと思う。「生活」における一特殊状態を限定しているところの、「貧困」なる概念についても、それは全く同じである。「貧困」とは、本来的には、このような発想の一系論にすぎない。

ところで、このような内容をふくむ「生活」のありかたを基本的に規定しているのは、いうまでもなく生産力の発展の度合いである。そして、いうまでもなくその発展は、現在、資本制生産方法によって担われ、それに特有な形態たる資本制蓄積の発展となって現われている。ここでの消費生活の場は、一般的にいえば、産業予備軍――相対的過剰人口の存在を基礎とし、前提とした、敵対する二つの階級間の関係の中で行なわれているところに、その固有な特色がある。すなわち、ここでの「生活」は、被支配者としての労働者階級の消費生活という形で、特徴的にとらえることができる。それだけではない。それは一般論にしかすぎないのであって、ここでの「生活」を更に特徴的たらしめているのは、労働者階級の中でも更にその下層の階層の「生活」である。なぜなら、ここでは資本制に特有な支配と搾取の関係が最も鋭く、あらわに示されているし、ここでの消費生活の特徴が、典型的に示されているからである。このような状態での生活を、この段階に固有な「貧困」と名づけるならば、われわれは「貧困」状態にある賃労働者階層の生活を把えることによって、現段階の日本社会における「生活」の全体を、一層明らかにすることができるであろう。

第二。このような理由にしたがって、われわれは、現代日本の都市

生活の解明のために、表題に示されているように、「大都市周辺地区」の居住者、具体的には、のちにそのアウトラインを紹介するような、東京都足立区興野町の一地区の居住者を対象とした。

その理由はつぎの如くである。

イ、前記の資本制的社会経済関係と消費生活は、都市において、最も発展した形で、大量に集積されている。

ロ、更に、その「周辺部」は、下層の労働者階層の社会生活と消費生活が、典型的な形で、大量に集積されている。

その理由を、ここで詳しく展開するのは適当ではないであろう。しかし二つの点を指摘することは、さしあたり容易なことである。すなわち、一つは、この地帯には、都市の中心たる大工場・事業場の、外業部を形成する中小・零細企業から家内労働などが集中・集積され、その活動に必要な労働市場が開かれている。二つは居住の条件である。劣悪な住居と低廉な住居費を目あてに、過剰人口がこのような悪い環境の地帯に流入する。しかも大都市「周辺部」ということでは、全国的な規模での過剰人口の流入地域ということになるのである。

第三。そこで、つぎに、前記の下層の労働者階層なる概念について、一応規定しておかねばならない。

ところで、ここでの「都市周辺部」とは、一般的にいえば、また農村周辺部であるか、または近い過去にそうであったことを、注意しておく必要がある。そのおかれている位置によって差異あれ、一般的にいえば、都市化してゆく農村地帯という過程では、このような地帯は、共通した興味ある特徴をもっている。ここでは、「家父長的農耕者の貨幣の権力への従属」が進行し、生業的な農耕者・小商人などが、営業という形をとってあらわれる。野菜の栽培、温室栽培、野菜の加工などがこれを特徴づける。さらに労働力はもちろん、土地も商品として売買される。あらゆるものが取引の対象となる。この場合特徴的なのは、このような都市近郊、農村周辺部の地域での商品取引は、すべての場合、小規模に、すこしづつ行なわれることである。小量の農産物はもちろん、家は間借りに出し、妻や娘は家政婦やサービスに従い、息子も働きに出る。「自分の妻の乳をあきない（乳母）、また、旅行してくる都会人たちにきわめてさまざまな（かならずしもうまく報酬がもらえるとはかぎらない）世話をしてやること」といった具合である。

要約するならば、このような地帯は、資本制下に本質的な都市と農村の対立、後者の都市化の過程で、あらゆる形態の生業的な「営業」が発生し、それが雇用の機会を提供している。それに対応しているのは、おしなべていうなら、過剰人口であり、そのような雇用は実質的には、今は相対的過剰人口の、このような地帯に特徴的な一就業形態に他ならない。そして就業せる賃労働者層に対して、予備軍を形成している。

だから、このような地帯は、都市の中心たる大工場・事業場の外業部たる、下請中小企業及び零細企業・家内労働に就業するところの、大工場労働者の労働市場から排除された、下層の賃金労働者＝工員、事実上の賃労働者の集中地区であると共に、前記の生業的な小営業者の謂集し居住する地域ということになる。いわゆる「雑業」である。この商業的形態をわれわれは「浮動的自営業」と名づけた。

さて、この二つは、単に併存しているのではない。一つの点はそれが巨大都市の周辺部であるということからいえば、その地帯は前者の類型がむしろ大きなウェイトをしめることである。全国からの過剰人口の集中地区であり、また大都市自身の生んだそれの集積地帯であるからである。第二の点は、そうであるとしても、第二の類型に属する過剰人口部分及びその就業形態も、決して経過的、摩擦的なものではないであろう。この就業の二つの分野は、賃金所得をめぐって、均衡し相対立しあい、人々はどちらか有利な方に就業し、資本主義とその発展に本質的な就業の状態をなしている。就業における均衡の類型にどのような型があるのか、ここではそれほどまだ追及されてはいない。それは将来のわれわれの研究に残されている。しかしこれまでに浮び上がってきた類型を、限定されたこの調査において、世帯の形でとらえるなら、一つは零細企業労働者（二九人以下）の夫と、家内労働に従う妻、靴製造など手工的熟練を要する専業的家内労働に従う高年の夫と、それに附ずいする簡単な仕事に従う妻、などである。後者の場合息子、息女は中小企業の被用者として就業している。

そこで、前述のごとき下層社会階層を、全体としては何と把えるべきか。これをわれわれは「不安定職業」に従事する世帯として、一括し把えることを試みよう。その作業上の内容は本論に示すごとくである。この概念が、本研究での基礎的概念になっていることに留意せられたい。

第四。さて、はじめにふれたように、「生活」の構造に関する研究は、社会的側面と個人的側面（家庭での消費そのもの）の両側面に関係している。ところで本報告は、これからの分析叙述からもわかるように、前者の面にほぼ限定されている。調査票のフォームからも知られるように、消費生活に関する若干の指標を準備しなかったわけではない。しかしこの問題は作業の順序とその量の関係から、本年度はふれず、また本年の調査票からのその集計も、したにはしたが、ここからは省略した。

三、調査地区の概観

調査対象地区となった興野町は、東京都足立区にあって、現在（昭和三八年一月）、世帯数三、七七四、人口一五、一二四人の町である。その位置を地図上で示すと左図のとうりである。

その面積は五三・八五平方キロメートルで東京都二三区中、第二位に広い町である。この地帯は、足立区内には「谷」の字がつく町が多く見られるとおり、土地は低く、水が出やすい。雨が三日もふり続くと、道も敷地も冠水し、晴れた翌日には、主婦が長靴をはいて水の出た庭に出て、干物を掛けているのが見られる。この地帯は戦前は水田であった。そして今も表通りに近い住宅地区をつきると水田がつづき、その傍に蓮池がある。ただ、いまはそのあちこちが埋立てられ、工場や住宅が建ちつつあり、更にその向うに、荒川放水路をへだてて、千住の火力発電所の四本のいわゆる「お化け煙突」がある。そのあたりは、化学工場、鉄工場の煙突が立ならび、空はスモッグで赤茶けている。

交通網は、千住を扇央として、北へ放射状にのびているだけで、横への連絡がない。その線上の一部にこの町がある。そしてこの線は、

調査地区の位置

荒川の放水路を、千住新橋、西新井橋、江北橋の三つで渡っている。このように大きな川で限られ、その外側に位置していることは、この地帯の社会的経済的性格及びその発展に大きな影響を与えている。

ところで足立区は、東京都二三区中で、どのような性格をもっているだろうか。これを居住者の就業場所と常住地間の関係から見ると、第一表のようである。

すなわち、就業者の地区内常任率は足立区は八二%で、最も高いグループに入る。足立区を就業地として、他区から流入する者は少く、一八%しかいない。このグループ(八〇%以上)には、世田谷・杉並・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区が含まれている。しかし、常住者の地区内就業率をみると、事情は変わる。前の三区は、この率が、二三区のうちで、最も少いグループに入り、常住区以外の区を就業区として、流出するものが多いことを示している。したがってこの三区は、住宅地ということが出来よう。他方、後の三区は、就業者の流入も少なく、流出も少ない。大都市社会の、経済的中心地域のように、就業者の大きな流入はなく、住宅地域のように、大きな流出もない。それらの周辺地域として存在し、昼も夜も同区内に生活する人々が多いところである。こうした性格は、興野町にもあてはまるとおもう。そこに住む人々には、自宅の近くにある小工場の工員、自宅を仕事場とする家内労働者が多い。ちなみに、興野町のもっとも大きな工場は、大正時代この辺の農村の二・三男を目あてにつくられた、靴をつくる規模約五〇〇人のS会社で、この他は極めて小さな工場ばかりである。

第１表　常住者の地区内就業率および就業者の地区内常住率

	常住地による就業者数(A)	就業地による就業者数(B)	常住地と就業地が同一(C)	$\frac{C}{A}\times100$	$\frac{C}{B}\times100$
	人	人	人		
千代田	65,728	363,753	56,562	86	15
中央	94,324	386,192	83,978	38	22
港	115,612	222,024	81,215	70	37
新宿	150,413	159,275	87,700	58	55
文京	104,510	107,078	62,875	60	59
台東	157,440	212,417	132,551	84	63
墨田	146,134	174,882	121,617	83	70
江東	123,386	146,204	89,521	76	64
品川	160,724	155,531	98,996	62	63
目黒	100,300	70,393	46,618	46	67
大田	230,013	184,610	140,891	61	76
世田谷	194,840	104,202	84,994	44	82
渋谷	99,326	90,131	47,490	50	54
中野	111,400	60,862	45,762	41	75
杉並	151,571	77,196	61,588	41	81
豊島	124,347	102,627	66,434	53	65
北	143,101	108,747	75,375	52	67
荒川	112,588	112,745	82,932	74	73
板橋	119,679	98,605	71,297	60	72
練馬	70,468	42,407	34,480	49	81
足立	133,633	111,086	91,207	68	82
葛飾	118,394	91,095	74,777	63	82
江戸川	102,826	74,614	61,551	60	83
東京都区部	2,930,757	3,256,280	1,806,141	62	55

資料：昭和30年国勢調査より作成

自宅で妻と二人で仕事をしている、ある靴の底づけ工は〃家で仕事をするのは気が楽でいいですが、大工場の労働者と一日に長い時間働くことで競争しているようなもんで、いやになります。いいしょうばいとは思いませんよ〃とはなしていた。又、当学科のセツルメント図書クラブ会誌に寄せた小学校四年生の作文、〃ぼくのおかあさん〃にも、この地域の人々の生活の一端がよみとられる。

「ぼくのおかあさんは、はたらきにいっています。いつも朝九時ごろに出ていって、よるはおそくかえってくる。おかあさんのやすみはきまっていない。ひまなときはひまで、いそがしいときはすごくいそがしい。だからおかあさんはたいへんだ。おかあさんが、かいしゃからかえってくるころは、ぼくらはねてしまう。だから、あまりかえってきたところをみたことはない。ぼくはねるとき、ときどきおもう。いまごろはいっしょうけんめいにしごとをやっているかなっと。あまりしんぱいのときは、ねられない……。」

さらにまた興野町という町について、調査員はこんなふうに記録している。

「全体として、低い建物、小さなつくりであり、しかもたてこんでいる。表通りは特徴という特徴もみられないが、裏の細い通りに入ると、袋小路に出あったように、小さな家がたてこんでいる。どの家も、二〜三間ともおもわれる古い家である。……調査担当の地域の一部は、下水の排水路がなくて、土地に水を浸み込ませるということをしていた。洗たくは一度にやれないとか。夕食時には水が土地に浸み込む量以上に水を流すため、お米のとぎ汁の白い水がたまって晴れの日でも地面はしめっていた。」と。

大体以上がこの町の姿である。

つぎに、この町の過去について、居住者の住居歴から、見ておこう。われわれの調査によるとその世帯の住居歴はつぎのごとくであった。

すなわち、対象たる一九八世帯について見ると、興野町に住みはじ

めた時期は、七三%が戦後である。しかし、初めての就職時が戦前であるものは七二%であるから、職業歴の途中で興野町に来ていることになる。また、興野町への来住者の大部分は世帯主本人となっている。来住の理由は、職業や、住宅事情など、とくに生活と関係深い理由が五二・五%を占めている。また、「親戚・縁故者がいた」という理由の大部分は右と同じ内容であるとおもわれるので、これを加えると比率は八〇%近くになる。住宅の所有状況をみると、「住宅事情がよかった」という来住理由を反映してか、持家率が高い。このためであろうが、興野町から他地域への転居希望者は少ない。

第1表　興野町での居住開始時

	居住開始		初めての就職時	
	世帯数	%	世帯数	%
計	198	100	198	100
大正期以前	11	6	44	30
戦前昭和	40	20	83	42
昭和20〜29年	91	46	42	21
昭和30年以降	54	27	10	5
不明	2	1	19	9

第2表　来住理由

計	100.0
親以前の代から住んでいる	13.0
親戚，縁故者がいた	25.0
事業をするのに適している。この辺は仕事が多い。勤務先が近い	27.5
住宅事情がよかった。地価・地代・家賃・間代が安い	25.0
住み易い	2.5
その他	5.0
不明	2.0

第3表　興野町への来住者

	世帯数	%
計	198	100
祖父母以前	9	4
親	31	16
本人	148	75
その他	6	3
不明	4	2

第4表　住居の所有状況

	興野町	都市平均
計	100	100
持家	63	47
借家	21	36
借間 私営アパート	9	9
給与住宅	6	8
不明	1	—

四、調査対象世帯の選定について

興野町のなかで、特に農家や商店ばかりが存在している地区を除いて、職業その他からみて、全体を代表し、更に地域の特徴を典型的に示すものと考えられる地区を、興野町の民生委員及び町会長に選定してもらった。それらの中から任意に選び出した地区が興野町南町会の第四班、五班である。町会員名簿によって、二三〇世帯を無作為に抽出した。これは第四班、五班所属世帯のほぼ三分の二にあたる。これを戸毎に訪問する方法をとった。そのうち、調査可能世帯一九八、調査不能世帯三二世帯であった。調査不能の理由は、引越・留守が大部分で、拒否された世帯は僅少に止まった。

五、調査方法

調査方法は、戸毎の、調査員の直接訪問による聞きとり調査である。調査に当ったのは、昭和三七年度、当学科四年の学生二三名で、各自、ほぼ一〇世帯を担当した。あらかじめ、訪問日の数日前に依頼状を発送し、不在の場合は何回も訪問した。世帯主本人が、面接に応じてくれたのは、全体の三分の一程度である。他は主婦による。

六、調査内容

(1) 世帯構成と職業　(2) 世帯主の職業歴

(3) 子供の職業に関する意識　(4) 興野町での居住についてであって、つぎの調査票を用いた。

與野町住民の職業と生活に関する調査

日本女子大学社会福祉学科

世帯番号	回答者の世帯主に対する続柄	調査者名

I　世帯構成員と職業等

			世帯主	有業世帯員			無業世帯員				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
世帯主との続柄			本人								
性別			男　女	男　女	男　女	男　女	男　女	男　女	男　女	男　女	男　女
満年令											
学歴			在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退	在学 卒業 中退
健否			健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障	健康 虚弱 病気 身障
職業	産業										
職業	職種										
職業	従業上の地位	経営者									
職業	従業上の地位	小経営主									
職業	従業上の地位	自営業主									
職業	従業上の地位	家族従事者									
職業	従業上の地位	役付雇用者									
職業	従業上の地位	一般常雇									
職業	従業上の地位	臨時雇									
職業	従業上の地位	日雇									
職業	従業上の地位	家内労働者									
職業	従業上の地位	内職者									
職業	従業上の地位	賃仕事									
職業	企業の従業者規模	1～4人									
職業	企業の従業者規模	5～9人									
職業	企業の従業者規模	10～29人									
職業	企業の従業者規模	30～99人									
職業	企業の従業者規模	100～499人									
職業	企業の従業者規模	500人以上									
職業	就業地										
職業	調査前1週間の就業時間										
職業	6月の就業日数										
加入している社会保険	医療保険	被用者本人									
加入している社会保険	医療保険	被用者家族									
加入している社会保険	医療保険	国保									
加入している社会保険	医療保険	未加入									
加入している社会保険	労災保険										
加入している社会保険	厚生年金・国民年金										
加入している社会保険	失業保険										
加入している社会保険	その他										

II　世帯主について

1.　義務教育が終ったときの

(1)　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　都道府県の　1.　市区部　2.　郡部

(2)　扶養者の職業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2.　これまでの職業歴について

(1)　初めて就職したとき

(イ)　時期，大正，昭和＿＿年　(ロ)　＿＿才　(ハ)　＿＿都道府県　1.　市区部　2.　郡部

(2)　はじめて就職してからこれまで（またはやめるまで）の年数（中断期間を除き）＿＿年

(3)　(2)の年数が10年以上ある場合

(イ)　この期間の3分の1以上にわたって続けた職種（勤務先や従業上の地位が変わっても，職種が同じときは，同一職業と考える）が

1.　ある　2.　ない

(ロ) (3)の(イ)が「ある」場合に

i その職種は＿＿＿＿＿＿＿＿

ii その職種での一番長かった従業上の地位は

1. 会社経営者　2. 自営業主（イ，使用人あり　ロ，使用人なし）

3. 家族従業者　4. 常雇　5. 臨時雇　6. 日雇　7. 家内労働者

iii その期間は

大正，昭和＿＿年から大正，昭和＿＿年まで（または＿＿才位から＿＿才位まで）

iv その職業は今の職業と

1. 同じ　2. 違う

v iv が「違う」場合，その職業をやめた理由は

1. 事業の失敗（会社経営者，自営業主の場合）　2. 解雇　3. 停年退職

4. 自己都合（イ．不安定だから　ロ，賃金が低いから　ハ，その他＿＿＿＿＿＿＿＿）

5. 病気　6. その他＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 現在の職業について

(イ) この職業を始めたのは，大正，昭和＿＿年

(ロ) この職業の継続希望

1. ずっと続けたい　2. 続けるより仕方ない　3. やめたい

(ハ) (ロ)が「やめたい」場合の理由

1. 事業が思わしくない（経営者，自営業主の場合）　2. 雇用が不安定　3. 賃金が安い

4. 病気　5. 家事　6. その他＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 主帯主が女である場合（男である場合を除く）

(1) 前の世帯主は現在の世帯主の

1. 父　2. 母　3. 夫　4. 兄弟姉妹　5. その他

(2) 前の世帯主の職業は，主として＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 今の世帯主が世帯主になった理由

1. 夫と離死別　2. 独立　3. その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

III 子供の職業について

1. 中学および高等学校に在学中の子供の将来の方針

(在学校)	高等学校		中学校	
(世帯員番号)				

(1) 在学中の学校，卒業後の方針

1. 進学させる				
2. 就職（家業を含む）させる				
3. まだ決めていない				

(2) (1)で「就職させる」場合，その理由

1. この程度の教育で充分だ				
2. 早く収入がえたい				
3. 教育費が出せないから進学させられない				
4. 学力が足りない				
5. その他（具体的に）				

(3) 子供（男のみ）の職業への世帯主の希望

(イ) 自分と同じ職業につかせたいと思うか

1. つかせたい				
2. つかせたくない				
3. どちらでもよい				
4. 考えたことがない				

(ロ) (イ)で「つかせたくない」場合の理由

1. 事業が思わしくない(経営者,自営業者の場合)				
2. この職業は不安定だ				
3. この職業は収入が少ない				

4. 男のやる職業ではない				
5. その他（具体的に）				

(ハ) (イ)で「つかせたくない」場合に

1. つかせたい職業がある				
(その職業は)				
2. とくにない				
3. 考えたことがない				

(ニ) 子供自身は自分の職業について

1. 希望の職業を持っている				
(その職業は)				
2. もっていない				
3. まだ考えていない				

2. 現在就職している子供（大学卒を除く）について

(学　歴)				
(世帯員番号)				

(1) 進学させなかった理由

1. この程度の教育で充分だ				
2. 早く収入をえたかった				
3. 教育費が出せなくて進学させられなかった				
4. 学力が足りなかった				
5. その他（具体的に）				

(2) 今の職業を主として選んだ者は

1. 本　人				
2. 親				
3. 親以外の家族				
4. 教　師				
5. そ　の　他				

IV 興野町での居住について

1. 現在の住居は
   1. 持家　2. 借家　3. 借間　4. アパート　5. 給与住宅　6. その他
2. 興野町へ住むようになったのは
   1. 明治以前　2. 明治元年～30年　3. 明治31年～45年　4. 大正期　5. 昭和＿＿年
3. 興野町へ初めて越してきた人は誰か
   1. 親　2. 祖父母　3. それ以前の代　4. 兄弟　5. 世帯主本人　6. その他
4. 来住理由
   1. 親（あるいはそれ以前から）住んでいる　2. 事業をするのに適している
   3. この辺は仕事が多い　4. 勤め先が近い　5. 住宅事情がよかった
   6. 地価，地代，家賃，間代が安い　7. 親戚，縁故者がいた　8. 住み易い
   9. その他＿＿＿＿＿＿＿＿
5. 転居希望
   (1) 転居希望の有無
   1. あり　2. なし
   (2) (1)で転居希望が「ある」場合の理由
   1. 事業をするのに適さない　2. この辺には余り仕事がない　3. 勤め先が遠い
   4. 環境が悪い　5. 地代，家賃，間代が高い　6. 住みにくい
   9. その他＿＿＿＿＿＿＿＿
   (3) (1)で転居希望が「ない」場合の理由
   1. 事業をするのに適している　2. この辺には仕事が多い　3. 勤め先が近い
   4. 環境がよい　5. 持家があるから　6. 地代，家賃，間代が安いから
   7. 住宅事情が悪くて越せないから仕方ない　8. 住み易い　9. その他＿＿＿＿＿＿＿＿

なお，調査記入上の注意および用語の規定を示すと，つぎのようである。

興野町住民の労働と生活に関する調査記入上の注意

1. 調査にあたっては，調査内容を個別に発表しないこと，絶対に他にもらすことがないことを，必要に応じて強調すること。
2. 調査に先だって世帯番号を忘れずに記入しておくこと。世帯番号は調査対象名簿による。
3. 質問項目の記入について

質問項目中，何れか一つの回答を選たくする形式の設問については，該当するものに○印を附する。しかしその場合にも「その他」で＿＿＿＿＿＿＿＿をつけた部分は必ずその具体的内容を記入する。

回答の選択形式によらない設問については＿＿＿＿＿＿＿＿部分に，できるだけ具体的に回答を記入する。

4. 調査に先だって調査票の内容と，この記入上の注意を記憶するまでによく読んでおくこと。
5. 各調査項目についての諒解事項

（I　世帯構成員と職業等）

(1) 学歴欄は文部省がいう各種学校（例，料理学校，洋裁学校，等）を除いて記入する。ただし各種学校でも，それが職業上，大きな役割を果している場合は併列して記入する。

(2) 「健否」別欄で精神薄弱者は「身障」（身体障害）に含める。なおごく短期の病気については，「病気」とする必要がない。「病気」は長期療養を必要とする場合に限る。その場合病名，入院・在宅別を欄外に附記しておく。

(3) 職業について

a．産業　具体的に記入する。（例，自動車部品製造業，皮靴製造業，ヘップサンダル製造業，衣服卸売業，食料品，小売業，土木建築業，失業対策事業，区役所）

b．職種　具体的に記入する。（例，事務員＝できれば計理事務員，営業事務員のように，旋盤工，製靴工，製パン工，衣服小売店員，雑役夫，大工，土工，沖仕，失対労務，飲食店給仕，国家公務員）

c．従業上の地位　該当欄に○印をつける。その場合，調査票に表示されている従業上の地位とはつぎのようなものをいう。

イ，「経営者」　会社（従業者数，商業・サービス業では10人以上，その他の産業では30人以上）および団体の役員および理事者をいう。

ロ，小経営主　個人企業，会社を問わず，従業者数商業・サービス業等では 5～9 人，その他の産業では5～29人規模企業の経営をいう。

ハ，自営業主　従業者数ロ，以下規模の個人企業，会社の経営主をいう。

ニ，家族従業者　ロ，ハの経営主の家族をいう。

ホ，役付雇用者　職員で課長以上の場合，ただしこれについての判断に困難が伴うと思われる。該当すると考えられる場合は○○部長，○○課長のように記入しておく。

ヘ，一般常雇　いわゆる常用の場合をいう。

ト，臨時雇　期間をきめて雇われている場合。（ただし，1月未満程度の期間の場合は日雇とする）

チ，日雇　1日程度未満の期間で雇われる場合をいう。ただし，「賃仕事」（後掲）を除く。

リ，家内労働者　家庭で賃加工するものをいい，いわゆる内職者でも，月間に15日以上，週25時間程度以上働く者は含める。

ヌ，内職者　上記以下程度の内職をし，収入のある者。

ル，賃仕事（従事者）　新聞配達，近所の手助，使いはしりなどをして，多少の駄賃を稼いでいるような者。

d．企業の従業者規模　該当欄に○印，規模は事業所でなく企業単位で。

e．就業地　興野町内の場合は「町内」，足立区内の場合は「区内」，その他の場合は市区単位で地名を

記入する。

f．調査時前1週間の労働時間　この項目は家内労働者，内職者のみでよい。

g．6月の就業日数　この場合，とくにこの月が就業日数が少なかった場合は，通常の月の日数を附記しておく。例えば，日雇労働者の場合には，6月は梅雨期で就業日数は少ないはずである。

(4) 加入している社会保険　該当欄に○印を附する。

（II　世帯主について）

(5) 義務教育が終ったときの，住所，扶助者の職業，その後進学した場合でも義務教育を終了したときについて質問する。ここで義務教育とは，便宜的に小学校（高等小学校を含める），新制中学とする。

(6) これまでの職業歴について

a．初めて就職したとき　最終学校を終って就職したときをいう。

b．はじめて就職したときからこれまでの年数　世帯主がすでに職業から身をひいている場合，または病気休養中でも，それまでについて聞きとる。中断期間の有無を確かめることを忘れないように。

c．この期間の3分の1以上にわたって続けた職種　中途で従業上の地位が変わっている場合があると思うが，職種が継続されている場合は同一とみなす。例，小売店員から小売店自営業主へ。自営業主から雇用者へ。

d．その職種での一番長かった従業上の地位　したがって，つぎに従業上の地位では，同じ職種内で一番長かった地位をかく。（一番長かった職種が現職と同じ場合もある。注意）

(7) 世帯主が女である場合　例えば母子世帯などの場合だが，その場合前に世帯主であった者について聞く。したがい，世帯主が男である場合はこの項目は不必要である。その職業につき主なものを記入する。

（III　子供について）

(8) 中学および商業学校に在学中の子供の将来の方針　まず最初に子供の在学校別に世帯員番号を記入し，以下の設問への回答はこれにしたがい個別に該当欄に○印を附する。ただし職業名，その他の内容は具体的に記入する。

(9) 子供の職業への世帯主の希望　男の子供についてのみ質問し，女の子供に対しては不要である。

(10) 現在就職している子供について　この場合は大学卒の子供については不明である。記入要領は前項の場合と同じ。

附

(11) 以上を通じて世帯主とはつぎのように解釈することにする。すなわち――

ここでいう世帯主とは，単なる戸籍上の筆頭者の意味ではなく，実際に家計の中心となっている者をいう。だから，それを前もって厳密に規定することは困難だが，筆頭者がすでに高年に達し，家計収入の主な稼得者がその子があるような場合は，世帯主は，子の方にする。また母親が無業者で，子が有業者であるような場合も同様である。ただし，その子が未だ22～23才程度以下で，主なる稼得者ではあっても，一家の中心になって世帯を維持する中心にはなりえないような場合は，所得は少ない，ないしは無業でも親の方を世帯主とする。

6. 以上各項目につき，判断に迷うような回答があった場合には，そのまま欄外に具体的に記入しておき，後から処理することにしたい。

社会階層の内容例示

社会階層	規定	職種
I 資本家階級		
1 会社経営者	30人以上規模の会社の経営者	
2 部門担当者	同上規模の部門担当者	
3 小経営主	製造業10〜29人，規模商業・サービス業・飲食業5〜29人規模の経営主	ゴムマリ製造業経営主，製罐業経営主
II 労働者階級		
(1) 資本制家内労働者		
1 資本制家内労働者	5人以下規模の製造業業主・被用者	靴底づけ工，製甲工，木工，ヘップ加工工，折箱製造工，プレス工，機械組立工，草履製造工
(2) 単純労働者		
1 単純労働者 軽作業		雑役婦，守衛，左官手伝，廃品選別工
2 単純労働者 軽作業以外		トラック上乗，土工
3 販売，サーヴィス労働者	9人以上規模の商業・サービス業・飲食業被用者	販売店員，集金人，油のセールスマン
(3) 生産労働者		
1 工業労働者 上	30人以上規模製造業被用者，男子のみ	プレス工，旋盤工，底づけ工，裁断工，皮なめし工
2 工業労働者 下	10〜29人規模製造業被用者男子，女子全部	玩具製造工
3 その他の生産労働者		タクシー・貨物自動車運転手
(4) その他の労働者		
1 その他の労働者		消防士，警察官，保母
(5) 俸給生活者		
1 事務員 上	100 人以上規模企業の被用者で大学卒の男子のみ	営業事務員，経理士，一般事務員
2 事務員 下	上以外の事務員	一般事務
3 技術者	大学卒のもの	電気技師
4 その他の俸給生活者	官公吏など	
III 自営業者層		
(1) 自営業者		
1 建設職人		大工，左官，とび職，庭師
2 建設以外の職人	9人以下の手工業者	仏具師，木彫師，家具製造工
3 商業，サーヴィス業，飲食業者	4人以下規模の商業・サービス業・飲食業者	豆腐屋，魚屋，飲食店経営
4 その他の自営業者		ソロバン塾経営
(2) 名目的自営業者		
1 行商，露天商，小商人		夜なきそば屋，野菜行商
2 仲買人		不動産業
4 賃仕事	消費者に直接つながる内職者	
IV 使用人		
(1) 生産的使用人		
1 商業・サーヴィス業・飲食業使用人	IIの(1)の6の被用者	店員
2 被用職人	IIの(1)の5の被用者	
(2) 不生産的使用人		
1 家事使用人		女中
2 浮浪的サーヴィス職業		バタヤ
V 無業		
1 失業者的無業		
2 病気，その他		
3 金利生活者		貸家業，地主

第一章　興野町住民の社会階層

興野町住民の「生活」は、現代都市社会での経済的社会関係の中で、どのように位置づけられるか。又、その労働生活は過去においてどのように変化し、どのような経路をへて形成されてきたか、これらについてみていくことが本章の課題である。ただし、興野町住民の生活を考察するとき、一言でいえば、それは、序章の方法論でふれたとおり、「低賃金・不安定」な所得での労働を主たる所得源泉として営まれる世帯の問題が中心である。したがって、本章の分析結果は、現代都市社会での低所得階層の性質を明らかにしているものといえよう。

一、世帯主の現職業

まづ、興野町住民のうち、世帯主について、現職での社会階層構成をみることからはじめよう。それを第一表に示しておいた。第一表によると、もっとも高比率であるのは、被用者＝労働者階級の七八％である。次は自営業階層の一三％、さらに経営主層四％、使用人層一％となっている。興野町における自営業層や、その使用人層は、もちろん、所有と労働とが一致していた資本制以前のそれではない。そのうち、五人程度以上の規模による商業・サービス業・飲食業者を除けば、大部分、生活のために労働力を商品化せざるを得ないという点で、賃労働者と考えられる。例えば、商業・サービス業・飲食業者には、これ以前、工業労働者一般、資本制家内労働者など、労働者階級であったものが含まれているからである（この点はのちにふれる）。したがって、これらの階層はいわば賃労働者の自営業的形態、あるいは使用人的形態といってもよいだろう。ここでの経営主階層は、被用者三〇人未満をもつ小経営主である。例えば、大企業の被用者であったプレス工が、その企業をはなれて、自らも労働しながら、数人の被用者をつかって、大・中企業の部品を下請製造する、ないしは賃加工するというような場合である。

このように、殆んどの世帯主が、資本関係のもとに実質的に包括される賃労働者であるか、又はそれに近い性格を有するものである。興野町は、まさに、典型的な賃労働者の街である。

興野町住民の社会階層構成を、全国および東京都のそれと比較してみよう。労働者階級は、全国の男女計で六九％、東京都の男女計で六七％である。これに対して興野町では七八％であるから約一〇％高いことになる。自営業層は、東京都に比べて二％少ないが、この差は昭和三〇年から昭和三五年にかけて、就業者の従業上の地位構成の変化を考慮すれば、殆んど差がないことになる。すなわち、第二表にみられるとおり、東京都の自営業層はこの間に二・五〜三％減となっているからである。しかし、使用人層では、東京都の九・％三に対し、興野町は僅か、一％である。興野町では、使用人をおくような、商業・サービス業・飲食業者などは少なく、商業といっても自家労働のみで成り立つ零細なものであるとおもわれる。使用人層が少ないということは、興野町の自営業の性格をよくあらわしている。経営主層は東京都の八・一％に対し四％であり、半分である。さて、興野町で最も多い労働者階級はどのような社会階層から成立っているだろうか。最も

第1表　興野町および全国・東京都の社会階層構成

	興野町（世帯主）		全国（昭30）		東京都（昭30）
			男子	男女計	男女計
	実数	%	%	%	%
総数	198	100	100	100	100
I 経営者	7	4	8.3	6.0	8.1
1 会社経営者 2 その他の部門担当者 3 小経営主	7				
II 労働者階級	154(16)	78	70.8	67.8	67.3
(1) 資本制家内労働者	54	27	4.2	6.0	3.5
1 資本制家内労働者	54 (6)				
(2) 単純労働者	14	7	15.4	14.2	12.8
1 単純労働者 軽作業 2 単純労働者 重作業 3 販売・サービス労働者	7 (2) 1 6 (1)				
(3) 生産労働者	64	32	29.7	26.4	27.5
1 工業労働者一般 2 工業労働者下 3 その他の生産労働者	39 17 (5) 8				
(4) その他の労働者	7	3	21.5	21.2	23.5
1 その他の労働者	7				
(5) 俸給生活者	16	8			
1 事務員上 2 事務員下 3 技術者 4 その他の俸給生活者	3 11 (2) 2				
III 自営業者	25	13	18.5	20.1	15.3
(1) 自営業者	21	11	13.3	14.9	11.0
1 建設平職人 2 建設業以外の職人 3 商業・サービス業・飲食業者 4 その他の自営業者	6 8 6 1				
(2) 浮動的自営業者	4	2	5.2	5.2	4.3
1 行商・露店商 2 仲買人 3 賃仕事	1 3				
IV 使用人	2	1	2.4	3.8	9.3
(1) 生産的使用人	1	1			
1 商業・サービス業使用人 2 被用職人	1				
(2) 非生産的使用人	1	1			
1 家事使用人 2 浮浪的職業従事者	1				
V 無業	9	4			
1 失業的無業者 2 病気・その他による無業者 3 金利生活者	2 4 3				
一般階層	87	44	55.2	53.8	53.5
不安定階層	114	56	44.8	46.2	46.5

（ ）内は女子

資料：全国は日本労働協会雑誌22号掲載の江口・山崎氏論文より。
東京都は一番ケ瀬氏の算出による。

第2表　昭和30年，35年の従業上の地位構成の変化

	男女計 30年	男女計 35年	男子 30年	男子 35年
計	100	100	100	100
雇用者のある業主	4.3	3.8	5.2	4.5
小計	78.2	81.7	80.1	83.1
民間の役員	69.1	4.0	70.1	5.2
民間の雇用者		70.3		69.7
官公の雇用者	9.1	7.4	10.0	8.2
小計	17.5	14.5	14.7	12.4
雇用者のない業主	10.2	7.8	11.0	8.9
家族従事者	7.3	5.9	3.7	2.4
内職者		0.8		0.1

資料：各年国勢調査

多いのは、生産労働者の三二%である。この層は、資本制社会の基幹産業において、価値、剰余価値生産に従事している。全国および東京都では、それぞれ二六・四%、二七・五%であり、さらに、全国の男女計と男子の比率の差から考えて、東京都を男子についてみたとしても、興野町の方が高いことになる。次に多い階層は、資本制家内労働者の二七%である。この階層は、全国で六・〇%、東京都で三・五%でその差は極めて大きい。したがって、この部分が興野町住民の社会階層構成を特徴づける大きな要素をなしているということができる。資本制家内労働者は、実質的に、発注者との間に資本関係をむすんでいる。しかし、前記生産労働者が、工場内で直接資本家の支配をうけて生産を行なっている場合と異なり、労働工程上で資本家の監視を直接にうけることなく、自宅で生産を行なっている。ふつう資本制家内労働には三つの型が考えられている。第一の型は、職人的家内労働である。ある産業部門において、職人的生産が機会生産にとってかわられる過程で、職人の熟練労働が商品の社会的価値を形成する平均的労働として見なされなくなり、かってはその生活を安定させていた技能が、機械によって、その地位をうばわれていくということで、その生活が不安定な状態におかれている。この層は、一般に次の世代に継承されることなく先細りとなる層であろう。この層は、機械生産部分の拡大によって、相対的に縮少しつつあるばかりか、それ全体がはじき出されてしまう危険性があり、増々生活が不安定化しつつある層である。とはいえ、作業が全く誰にでもできるということからくる労働市場の開放性はなく、この意味で相対的には安定しているし、この産業への需要が増加する間は充分存在しうるのである。この層は概ね問屋資本の支配下にある古い型の家内労働であって、資本蓄積とともに相対的に過剰化した部分といえよう。われわれのみた例としては靴の底づけや製甲などである。第二の型は、工場の外業部たる家内労働であって、機械部品などをつくっている。ここでは、プレス機械などある程度の簡単な機械を自宅に一、二台おいて作業している。作業者は、若干、機械の操作に伴う習熟を要する。しかし、工業労働者一般に比べて、工賃は安く、長時間労働によってこれを補っている。第三の型は、全くの不熟練労働を基盤とする家内労働である。これは、機械による大量生産、規格性、流れ作業などからはみ出した労働工程の一部

第3表　現職業の社会階層構成

職業階層	実数				比率			
	総計	50才以上	35～49才	34才以下	総計	50才以上	35～49才	34才以下
総計	198	71	78	49	100	100	100	100
Ⅰ 小経営主	7	4	2	1	4	6	3	2
Ⅱ 労働者階級	155	51	62	42	78	72	79	86
(1) 資本制家内労働者	54	20	21	13	27	29	27	27
(2) 単純労働者	14	7	3	4	7	10	4	8
(3) 生産労働者	64	18	26	20	32	25	32	41
1 工業労働者 一般 その他の生産労働者	47	13	18	16	23	19	22	33
2 工業労働者 下	17	5	8	4	9	7	10	8
(4) その他の労働者	7	1	6	−	3	1	8	−
(5) 俸給生活者	16	5	6	5	8	7	8	10
Ⅲ 自営業者層	25	10	11	4	13	14	14	8
(1) 自営業者	21	8	9	4	11	10	11	8
1, 2 建設およびそれ以外の職人	14	4	7	3	−	5	8	6
3, 4 商業・サービス・飲食業者 その他の自営	7	4	2	1	−	5	3	2
(2) 浮動的自営業者	4	2	2	−	2	3	3	−
Ⅳ 使用人	2	−	2	−	1	−	3	−
Ⅴ 無職	9	6	1	2	5	8	1	4
一般階層	87	29	34	24	44	41	44	49
不安定階層	111	42	44	25	56	59	56	51

分を担当している。その作業は、おもに手労働であり、婦人・子供にも出来る全くの不熟練労働である。例えばヘップサンダルの場合がそれである。安い工賃と長時間労働とは第二の型と同様であろう。しかも、第二の型にくらべて、より開放的な労働市場をもっている。第二、三の型ともに、相対的過剰人口のプールと考えられる。第一表には示さなかったが、第一の型には二一世帯、第二の型には一三世帯、第三の型には二〇世帯が含まれていることをつけ加えておこう。

以上のように資本制家内労働者の比率の高さにも拘らず、このことが、全国、東京都に比べて、生産労働の比率を減少させてはいない。このような賃労働者の街において、単純労働者が少ないのは何故であろうか。その大きな理由は、単純労働者が、資本制家内労働者、なかんづく、前記第三の型と代替関係にあるからであろう。それらは相対的過剰人口の存在形態としてからみあっている。

以上の関係を年令別に示せば第三表となる。年令が若年層になるにつれて労働者階級の比率増大の傾向は強まっている。五〇才以上では七二%、三五～四九才七九%、三四才以下八六%というように。労働者階級の諸階層の中でもとくに工業労働者下以外の生産労者において年令による差が著しくみられる。しかし、資本制家内労働者

の比率では、年令層による相違がみられない。これは資本制家内労働者、すなわち相対的過剰人口のプール的階層の性格をあらわすものとして興味深い。この階層には、どの年令層からも入れることができる、この点についてはのちにふれよう。

これまでは生産様式の変化の過程でとりむすばれる、経済社会の人と人との関係＝階級関係の側面から世帯主の職業をみたのであった。低所得階層の研究はまづここからはじめられる必要がある。とはいえ、低所得階層を問題とするとき、更に具体場面に近づかねばならない。そのために、これまでの社会階層の中から所得が低く、かつ、社会関係の位置づけにおいて不安定、すなわち所得の源泉が不安定な性格をもつ階層をとり出し、仮りにこれを「不安定階層」とした。だから「不安定階層」とは、現在の経済社会において生活の面で平均以下の位置にある階層である。それには、資本主義が進むにつれて、階層そのものが消滅する方向にあるもの、資本主義そのものによってつくり出されているもの、の二つが含まれている。その生活は低い所得と、不安定な所得源泉のうえに営まれている。この階層を現状にそくして考えるとき、次のようにいうこともできよう。資本主義社会では、生産は社会的であるが、労働力の再生産は個々人にまかされている。しかし、個々人の生活を社会的に補強することを一つの役割としている社会保障制度が存在している。その社会保障が充分でない層が「不安定階層」であり、低い所得と所得源泉の不安定さとが生のまま生活に反映されている階層である。

いま、第一表に掲げた階層のうち、資本制家内労働者、単純労働者、工業労働者下、建設職人、建設業以外の職人、浮動的自営業者、使用人全部を「不安定階層」とみるならば、一九八世帯中一一一世帯、すなわち、五六％が「不安定階層」に属している。東京都の場合には四六・五％であるから、興野町はそれより一〇％高い。これを年令層別にみると、若干ではあるが、若年層から高年令層へと「不安定階層」の比率は高くなっている。これは高年令化するにつれて、停年、解雇、事業の不振、病気などの理由によって階層移動をしながら、「不安定階層」へと流れていく傾向を示しているものとみることができる。反面、年令層別に、「不安定階層」と「一般階層」との比率の差が小さいことに注目する必要があろう。若年層でありながらすでに「不安定階層」に属しているものが五一％になっているのである。

二、世帯主の最長職業

世帯主の現職にみられる所属社会階層の構成は、まづ現在の資本制経済の労働力への需要の結果である。この結果に到達する以前、個々人は労働力需要の変動に、労働力供給側の要因が（この関係は第二章にふれる）加わって、諸々の階層移動を経て来たものと考えられる。現職の社会階層構成の性格を明らかにするために、とくに「不安定階層」の性格を分析するために、ここで世帯主の前職についてみておくことが必要であろう。ただし、この調査では、初対面で職業歴のすべてを聞きとることに困難を感じたため、前職のうち、職業歴上で最も長く就業した職業（以下最長職という）に限って聞き取っている。ただし、全就業期間が一〇年未満のもの、およびそれが一〇年以上であっても全就業期間の三分の一以上にわたって同一職業に就業したこと

第4表　最長職業の社会階層構成

職業階層＼年令	実数				比率			
	総計	50才以上	35～49才	34才以下	計	50才以上	35～49才	34才以下
総計	198	71	78	49				
小計	162	62	64	37	100	100	100	100
I 小経営主	5	3	2	−	3	5	3	−
II 労働者階級	124	43	48	33	77	69	76	89
(1) 資本制家内労働者	44	17	14	13	27	27	22	35
(2) 単純労働者	9	4	1	4	5	6	2	11
(3) 生産労働者	58	19	24	15	37	31	38	40
1 工業労働者一般 その他の生産労働者	50	19	19	12	32	31	30	32
2 工業労働者下	8	−	5	3	5	−	8	8
(4) その他の労働者	6	1	5	−	4	2	8	−
(5) 俸給生活者	7	2	4	1	4	3	6	3
III 自営業者層	30	14	12	4	18	23	19	11
(1) 自営業者	28	14	10	4	17	23	16	11
1, 2 建設およびそれ以外の職人	17	7	6	4	10	11.5	9	11
3, 4 商業・サービス・飲食業者 その他の自営	11	7	4	−	7	11.5	7	−
(2) 浮動的自営業者	2	−	2	−	1	−	3	−
IV 使用人	3	2	1	−	2	3	2	−
最長職なし	16(8)	5	9	2				
就業期間10年未満	8(1)	−	−	8				
不明	12(3)	4	6	2				

がない場合「最長職なし」として詳細な聞きとりはしていない。又女子の場合、その全就業期間については、学卒後の年数をこれとみなして計算した。これは、前記の「最長職なし」のものが集中するような、社会階層を明らかにするために妥当な方法と考えるからである。

まず、最長職の構成をみると第四表のとおりである。これを第一表の現職と比較しながらみていきたい。現職計で無職をのぞいて比率を計算すれば労働者階級は八二%であり、それにくらべて最長職では七七%で、五%低くなっている。これとは逆に、自営業層は現職で一三%であるが、最長職では一八%で、現職より五%多かった。小経営主層と使用人層とでは僅かな変化しかみられない。最長職から現職への変化は、ここでも、労働者階級の増大と自営業層の減少である。

このことは、各年令層についてもいえる。高年令層では、労働者階級は六九%から七二%へと若干増加し、自営業者層は二三%から一四%と減少している。壮年層では七六%から七九%への増加、一九%から一四%への減少となっている。現職構成において無職をのぞいて比率計算すれば、この傾向は強まる。ただ、若年層の場合現職で労働者階級の比率は

第5表　現職業と最長職業の異同およびその階層相関

〔( ) 内は女子〕

			総計	現職と最長職が同じもの	現職と最長職が異なるもの 中計	一般階層 小計	一般階層 小経営主	一般階層 工業その他の生産労働者一般	一般階層 その他の労働者	一般階層 俸給生活者	一般階層 商業・サービス業・飲食業者・その他の自営業者	一般階層 金利生活者	不安定階層 小計	不安定階層 資本制家内労働者	不安定階層 単純労働者	不安定階層 工業労働者下	不安定階層 建設平職人	不安定階層 建設以外の職人	不安定階層 浮動的自営業者	不安定階層 使用人	最長職業期間が10年以上のもの	就業期間10年未満のもの	不明
計	総計		198 (16)	112 (4)	50	28	3	16	–	–	9	–	22	9	4	2	2	3	–	2	16 (8)	8 (1)	12 (3)
	一般階層	小計	87 (2)	51 (1)	26	15	2	8	–	–	5	–	11	6	–	2	1	1	–	1	2 (1)	5	3
		小経営主	7	2	5	3		2			1		2	2							–	–	–
		工業労働者一般その他の生産労働者	47	34	9	3		2			1		6	1		2	1	1		1	1	2	1
		その他の労働者	7	6	1	1		1					–								–	–	–
		俸給生活者	16	7 (1)	4	3	1				2		1	1							1 (1)	3	1
		商業・サービス業・飲食業者・その他の自営業者	7	2	5	4		3			1		1	1							–	–	–
		金利生活者	3	–	2	1	1						1	1							–	–	1
	不安定階層	小計	111 (14)	61 (3)	24	13	1	8	–	–	4	–	11	3	4	–	1	2	–	1	14 (7)	3 (1)	9 (3)
		資本制家内労働者	54 (7)	35 (2)	9	4		4					5	1	1			2		1	7 (3)	–	3 (2)
		単純労働者	14 (3)	5	3	1					1		2		2						3 (1)	1 (1)	2 (1)
		工業労働者下	17 (4)	6 (1)	5	3		2			1		2	1	1						3 (3)	1	2
		建設平職人	6	4	1	–							1				1				–	–	1
		建設以外の職人	8	8	–	–							–								–	–	–
		浮動的自営業者	4	2	–	–							–								1	–	1
		使用人	2	1	1	1					1		–								–	–	–
		無業	6	–	5	4	1	2			1		1	1							–	1	–
50才	計		71 (4)	32	30	17	2	9	–	–	6	–	13	5	3	–	–	3	–	2	5 (3)	–	4 (1)
	一般階層	小計	29 (1)	15	13	9	2	4	–	–	3	–	4	2	–	–	–	1	–	1	1 (1)	–	–
		小経営主	4	1	3	2		1			1		1	1							–	–	–
		工業労働者一般その他の生産労働者	13	10	3	1		1					2					1		1	–	–	–
		その他の労働者	1	1	–	–							–								–	–	–
		俸給生活者	5 (1)	2	2	2	1				1		–								1 (1)	–	–
		商業・サービス業・飲食業者・その他の自営業者	4	1	3	3		2			1		1								–	–	–
		金利生活者	2	–	2	1	1						1	1							–	–	–

以上	不安定階層	小計	42 (3)	17	17	8	–	5	–	–	3	–	9	3	3	–	–	2	–	1	4 (2)	–	4 (1)
		資本制家内労働者	20 (2)	12	6	1		1					5	1	1			2		1	1 (1)	–	1 (1)
		単純労働者	7 (1)	1	3	1					1		2		2						2 (1)	–	1
		工業労働者下	5	–	4	3		2			1		1	1							–	–	1
		建設平職人	–	–	–	–							–								–	–	–
		建設以外の職人	4	4	–	–							–								–	–	–
		浮動的自営業者	2	–	–	–							–								1	–	1
		使用人	–	–	–	–							–								–	–	–
		無業	4	–	4	3		2			1		1	1							–	–	–
35才～49才		計	78 (10)	49 (3)	14	11	1	7	–	–	3	–	3	1	–	1	1	–	–	–	9 (5)	–	6 (2)
	一般階層	小計	34 (1)	23 (1)	8	6	–	4	–	–	2	–	2	1	–	1	–	–	–	–	1	–	2
		小経営主	2	1	1	1		1					–								–	–	–
		工業労働者一般・その他の生産労働者	18	12	4	2		1			1		2	1		1					1	–	1
		その他の労働者	6	5	1	1		1					–								–	–	–
		俸給生活者	6 (1)	4 (1)	1	1					1		–								–	–	1
		商業・サービス業・飲食業者・その他の自営業者	2	1	1	1		1					–								–	–	–
		金利生活者	–	–	–	–							–								–	–	–
	不安定階層	小計	44 (9)	26 (2)	6	5	1	3	–	–	1	–	1	–	–	–	1	–	–	–	8 (5)	–	4 (2)
		資本制家内労働者	21 (4)	13 (2)	3	3		3					–								4 (2)	–	1
		単純労働者	3 (1)	1	–	–							–								1	–	1 (1)
		工業労働者下	8 (4)	4	–	–							–								3 (3)	–	1 (1)
		建設平職人	5	3	1	–							1				1				–	–	1
		建設以外の職人	2	2	–	–							–								–	–	–
		浮動的自営業者	2	2	–	–							–								–	–	–
		使用人	2	1	1	1					1		–								–	–	–
		無業	1	–	1	1	1						–								–	–	–
34才以下		計	49 (2)	31 (1)	6	–	–	–	–	–	–	–	6	3	1	1	1	–	–	–	2	8 (1)	2
	一般階層	小計	24	13	5	–	–	–	–	–	–	–	5	3	–	1	1	–	–	–	–	5	1
		小経営主	1	–	1	–							1	1							–	–	–
		工業労働者一般・その他の生産労働者	16	12	2	–							2			1	1				–	2	–
		その他の労働者	–	–	–	–							–								–	–	–
		俸給生活者	5	1	1	–							1	1							–	3	–
		商業・サービス業・飲食業者・その他の自営業者	1	–	1	–							1	1							–	–	–
		金利生活者	1	–	–	–							–								–	–	1
	不安定階層	小計	25 (2)	18 (1)	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	2	3 (1)	1
		資本制家内労働者	13	10	–	–							–								2	–	1
		単純労働者	4 (1)	3		–							–								–	1 (1)	–
		工業労働者下	4 (1)	2 (1)	1	–							1		1						–	1	–
		建設平職人	1	1	–	–							–								–	–	–
		建設以外の職人	2	2	–	–							–								–	–	–
		浮動的自営業者	–	–	–	–							–								–	–	–
		使用人	–	–	–	–							–								–	–	–
		無業	1	–	–	–							–								–	1	–

( ) 内は女子

幾分低くなったようにみえるが、これも無職をのぞいて比率計算すれば九〇％となり、労働者階級の比率はやはり現職の方で高くなっている。最長職構成と現職構成の間の相違は労働者階級の比率の増大、自営業層の比率の減少となってあらわれている。更に、労働者階級の中では単純労働者および、生産労働者のうち工業労働者下が増加し、工業労働者一般・その他の生産労働者が減少していること。自営業者層では、かってはかなり独立性があり、安定していたとおもわれる自営業層部分が減少し、高年層に浮動的自営業者が出て来ていることなどの点に注目したい。

そこで、現職と最長職の間にどのような相関々係があるかをみていくために、第五表を作成した。この表は現職と最長職の異同、両者が異る場合、現職と最長職の間にどのような階層移動が行なわれたかを示している。総計でみると、総数の一九八から全就業期間が一〇年未満であるものと、不明を除いた残り一七八人中、「同じ」ものは一一二人で六三％にあたる。「違う」もの五〇人で二八％、「最長職業なし」のもの一六人（うち八人は女子）で九％にあたる。

これを、「一般階層」と「不安定階層」で比較してみよう。前者では「同じ」ものは六五％、「違う」ものは三三％「最長職業なし」は二％となっている。「不安定階層」ではそれぞれ、六二％、二四％、一四％である。「同じ」ものの比率は両者とも近似しているが、「違う」ものの比率では「不安定階層」は「一般階層」より九％低く、そのため「最長職業なし」のものの比率では、両者は、逆に、一二％の比率の差で「不安定階層」において高率となっている。このことは、「不安定階層」が、就業期間を一〇年以上もちながら、その三分の一にわたる職業をもたないような女子、また男子でも、あれこれの職業を転々として、労働力商品の価値を高めるような何らの熟練をもたないものが入りうる部分であることを意味している。だから、これに属する者は、たとえ現職と最長職が「同じ」ものであっても、このようにして流入する不熟練労働者と労働市場を同じくし、競合関係にあるのだから、大都市での社会経済関係の下位にあると考えられるのである。

以上の点は、「一般階層」および「不安定階層」別に、それぞれ含まれている社会階層についてみていくと一層明らかになる。「一般階層」の中で現職と最長職が「同じ」ものの比率が高い社会階層は、「その他の労働者」、「工業労働者一般」、「その他の生産労働者」であり、低比率のものは、「商業・サービス業・飲食業者、その他の自営業者」、「小経営主」、「金利生活者」である。低率のうちの、「小経営主」は、以前、「工業労働者一般」であったものや、「資本制家内労働者」であったものが独立し、徐々に被用者をもつようになって、規模を拡大した場合が多い。自らも労働しており、その職種は以前の社会階層における職種と大部分同じなのである。だから、「小経営主」は、「工業労働者一般」、「資本制家内労働者」と緊密な関係にあり、それらの相違は従業上の地位におけるものとみてよい。このことから、当然、「小経営主」では「同じ」ものの比率は低くなる。しかし、「最長職業なし」からの流入はない。「不安定階層」ではどうだろうか。「同じ」ものが高率である階層は、「建設業以外の職人」、「建設平職人」、「資

本制家内労働者」などである。低率な階層は、「単純労働者」および工業労働者下である。「同じ」ものの率の高い部分、まづ、職人については、「建設平職人」で八〇%、「建設業以外の職人」で一〇〇%となっており、他階層からの流入が殆んどないことがわかる。しかし、最長職では、両職人あわせて一七人であった。そのうち現職も職人であるものは一三人で、あとの四人は他の社会階層へ移動している。この階層は、労働の性質上、流入はできないが、機械生産の発達とともに階層そのものが減少又は消滅していく社会階層である。つぎに、興野町住民の階層構成を特徴づけている「資本制家内労働者」についてみていこう。この階層では「同じ」ものの比率が七六%で高い。その高さは、「一般階層」に属する「工業労働者一般」の高さとは別のものである。それは、前述のとおり、「最長職なし」のものの比率が高くなっているからである。だから、この階層は、「同じ」ものの比率が低い「単純労働者」および「工業労働者下」と同様、他の社会階層からの転落移動先としての社会階層である。逆に、さきの「一般階層」の小「経営主」などは、他の社会階層からの上昇移動先としての社会階層であるということができる。

ここで、現職と最長職がちがう場合、どこからどこへ移動したのかをみていきたい。この点を考えるには特に年令層による差をみる必要があろう。第六表を年令層ごとにみると、現職と最長職「同じ」ものは、若年層で七九%、壮年層で六八%、高年層で四八%となっており、年令が高まるにつれて移動するものがふえていることがわかる。で、移動しているものについてはどのような移動が行なわれているのであろうか。第七表をみていただきたい。これは、移動が何を意味し

第6表　現職と最長職の異同および階層相関の比率

		計	現職と最長職同じ	現職と最長職が違う			最長職なし
				計	一般階層	不安定階層	
計	計	100	63	28	16	12	9
	一般階層	100	65	33	19	14	2
	不安定階層	100	62	24	13	11	14
50才以上	計	100	48	45	25	20	7
	一般階層	100	50	45	31	14	5
	不安定階層	100	45	45	21	24	10
35～49才	計	100	68	19	15	4	13
	一般階層	100	72	25	19	6	3
	不安定階層	100	65	15	13	2	20
34才以下	計	100	79	15	−	15	6
	一般階層	100	73	28	−	28	−
	不安定階層	100	86	4	−	4	16

第5表より就業期間10年未満および不明を除いて作成。

第7表　一般階層，不安定階層間の移動状況

現職 ＼ 最長職		実数			比率		
		計	一般階層	不安定階層	計	一般階層	不安定階層
計	計	162	79	83	100	49	51
	一般階層	77	66	11	48	41	7
	不安定階層	85	13	72	52	8	44
50才以上	計	62	32	30	100	52	48
	一般階層	28	24	4	45	39	6
	不安定階層	34	8	26	55	13	42
35～49才	計	63	34	29	100	54	46
	一般階層	31	29	2	49	46	3
	不安定階層	32	5	27	51	8	43
34才以下	計	37	13	24	100	35	65
	一般階層	18	13	5	49	35	14
	不安定階層	19	−	19	51	−	51

ているかを大まかにとらえるために、「一般階層」と「不安定階層」間の移動関係をみたものである。考えらる移動は、(a)同階層内の移動と(b)他階層への移動とである。前者には、(1)「一般階層」から「一般階層」へ、(2)「不安定階層」から「不安定階層」への場合があり、後者には、(3)「一般階層」から「不安定階層」へ（転落）、(4)「不安定階層」から「一般階層」へ（上昇）の場合がある。この四つの場合のうち、まず問題なのは、(b)の他階層への移動である。年令計では(3)が八%、(4)が七%で、(b)は一五%となっている。年令別にみていこう。(b)は高年層で一九%、壮年層一一%、若年層一四%であって、他階層移動の比率は、高年層、若年層、壮年層の順である。しかし、他階層移動といっても上昇型か転落型のいづれであろうか。

高年層で一三%が転落型、六%が上昇型、壮年層では転落型八%、上昇型三%、若年層では転落型はなく、上昇型のみ一四%となっている。他階層への移動からいえることは、高年層が最も多く他階層への移動をしており、その場合でも、転落型の比率が高い。壮年層では他階層移動そのもの比率が低い。若年層では、他階層移動の比率は高年層の次に高いが、そのすべてが、上昇型であること、である。だから、当然のことではあるが、高年の者が職業を変えるとき、それは転落の階層移動となり、壮年の者は移動しても同階層内の移動にとどまり、若年の者であれば、それが上昇の階層移動であれば、又、就業先の理由から職業を変えざるを得なくなった場合でも、若年であれば上昇の階層移動が可能であることを示しているといえよう。

最長職と現職との関係からいってることは、「一般階層」と、「不安定階層」別にみて、同階層内で移動したものとで最長職と現職とが「同じ」ものおよび「違う」場合でも同階層内で移動したものとで八〇%となっており、又、八〇%の半数以上は最長職業と現職ともに、「不安定階層」に属するものである。したがって、現職の「不安定階層」は、もともと「不安定階層」であるもの、すなわち、最長職業が「不安定階層」であるものによって殆んど大部分が占められており、それにいくらか、「一般階層」から転落したものが含まれているのである。

これまでのところで、現職では「不安定階層」が五六%を占めていること。この階層の大部分は以前から現職と同じ職業又は階層であったものであること。これに、若干、「一般階層」からの転落、「最長職なし」からの流入が加わることがわかった。しかし、現職と最長職が「同じ」ものであっても、あるいは、転落して来た場合であっても、現在の各社会階層ごとに、その階層に属するものの最長職の意味は異るのではないだろうか。そこで、その間の相違をみるために、現社会階層別に、全就業期間のうち、最長職にどの程度の期間とどまっていたか、それが、全就業期間の何%をしめているか、をみた。第八表がそれである。最右欄に示された比率は、移動をあらわしている。これによると、興野町住民の総平均では、最長職に定着していた期間が全就業期間の六九%をしめている。又「一般階層」では七四%、「不安定階層」では六七%で、後者が前者より七%低くなっている。さらにみていくと、「一般階層」では、「工業労働者一般」が八〇%でもっとも高く、つぎが「その他の労働者」で七二%となっている。「工業労働者一般」を前職として、のちに従業上の地位をかえた「小経営主」

第8表　最長職業の就業期間およびその全就業期間に占める割合

		世帯数				全就業期間 (A)				最長職就業期間 (B)				B/A×100			
		計	50才以上	35〜49才	34才以下	計	50才以上	35〜49才	34才以下	計	50才以上	35〜49才	34才以下	計	50才以上	35〜49才	34才以下
総計		人 167	人 64	人 64	人 39	年 28	年 39	年 25	年 15	年 19	年 28	年 16	年 11	% 69	% 70	% 64	% 76
一般階層	小計	73	29	26	18	28	37	26	15	20	25	19	12	74	68	73	81
	小経営主	6	4	1	1	31	37	22	17	17	19	15	8	53	51	68	47
	工業労働者 一般	35	12	12	11	26	37	25	15	21	29	20	13	80	76	79	86
	その他の生産労働者	6	1	2	3	24	40	24	18	16	27	14	14	67	68	56	77
	その他の労働者	7	1	6	−	26	25	26	−	18	25	17	−	72	100	68	−
	俸給生活者	10	5	3	2	27	33	28	12	19	22	19	11	69	65	70	88
	商業・サービス業・飲食業者	7	4	2	1	36	43	33	16	25	28	25	10	68	65	77	63
	金利生活者	2	2	−	−	44	44	−	−	20	20	−	−	45	44	−	−
不安定階層	小計	94	35	38	21	29	41	25	15	19	29	15	11	67	71	58	72
	資本制家内労働者	49	18	19	12	28	40	26	14	19	28	16	9	66	70	60	65
	〃 Ⅰ	20	6	8	6	28	40	29	15	22	32	23	11	79	79	82	74
	〃 Ⅱ	11	3	6	2	25	38	23	13	13	14	13	11	51	37	56	85
	〃 Ⅲ	18	9	5	4	30	40	27	13	18	30	7	5	60	75	27	40
	単純労働者	11	6	2	3	31	43	50	12	16	22	10	10	51	52	20	84
	工業労働者 下	13	3	7	3	26	44	23	16	16	31	10	12	61	72	46	79
	建設平職人	5	−	4	1	22	−	23	18	17	−	19	10	77	−	81	56
	建設以外の職人	8	4	2	2	33	42	30	20	30	41	20	18	90	96	69	92
	浮動的自営業者	2	−	2	−	16	−	16	−	6	−	6	−	39	−	39	−
	使用人	2	−	2	−	30	−	30	−	21	−	21	−	70	−	70	−
	無業(病気そ・の他)	4	4	−	−	41	41	−	−	33	33	−	−	81	81	−	−

注：世帯数は総世帯数から就業期間10年未満のものおよび不明を除いた数。

や、「金利生活者」を別とすれば、「一般階層」に属する他の社会階層のいづれも七〇%に近い比率となっている。さて、「不安定階層」ではどうだろうか。そこには二つのグループがみられる。一つは、七〇%以上のグループである。これには、「建設業以外の職人」の九〇%、「資本制家内労働者Ⅰ」の七九%、「建設平職人」の七七%など、職人的熟練を基礎とする社会階層が含まれている。このグループは階層自体縮少の傾向にあるが、現在もなお存続しているものについてみれば、全就業期間の八〇〜九〇%の間、同一社会階層にとどまって来たのである。このグループは「不安定階層」ではあっても、「一般階層」の中で最高の比率をもつ「工業労働者一般」に等しいか、あるいは、それ以上の比率なのである。「不安定階層」のもう一つのグループは、五〇〜六〇%前後の比率をもつ社会階層である。そこには、「工業労働者 下」の六一%、「資本制家内労働者Ⅲ」の六〇%、「単純労働者」の五一%、「資本制家内労働者Ⅱ」の五一%が含まれている。いいかえれば、このグループは、全就業期間の四〇%から五〇%は最長職とは別の職業に従事していたことになる。他の社会階層に比べて、職業移動がはげしいことをものがたっている。

以上の関係を年令別にみていこう。「一般階層」で

は、若年層八一％、壮年層七三％、高年層六八％と、高年層になるにつれて比率は減少している。とくに、より近代的な労資関係のもとにある「工業労働者一般」、「俸給生活者」の傾向がそうであることに注意したい。このことは、「一般階層」であっても、高令化するにつれて、職業移動せざるを得ない事態がより多く生じることを示しているとおもわれる。しかし、「不安定階層」ではこの傾向はみられそうではない。それは、年令層別にみていくと明らかになる。若年層で「一般階層」は八一％、「不安定階層」七二％、壮年層でそれぞれ、七三％と五八％で、「一般階層」より「不安定階層」の方が低比率であるという傾向がこの二つの年令層で一層つよくあらわれている。壮年層で、とくに低比率であるのは「単純労働者」二〇％、「資本制家内労働者Ⅲ」二七％、「浮動的自営業者」三九％、「工業労働者下」四六％、若年層では「資本制家内労働者Ⅲ」の四〇％であり、「一般階層」と比べて移動のはげしさがうかがえる。しかし、高年層では、逆に、「一般階層」より「不安定階層」の方が高比率である。前者が六八％であるのに対し、後者は七一％となっている。これは、職人グループの比率の高さによることはもちろんだが、それだけではなく、五〇～六〇％前後の比率をもつ近代的な社会階層のもつ性格によっている。この間の事情について、第五表の現職と最長職の移動の相関を示す欄をみながら考えてみたい。まず、「工業労働者下」では、年令平均では六一％であるが、高年層では七二％で極めて高くなっている。第五表の1によると、この部分への移動はおもに「一般階層」からのそれで、「工業労働者一般」の停年退職によるもの、「商業・サービス業・飲食業者」の失敗によるものなどが考えられる。したがって最長職期間の比率は高くなる。つぎに、「資本制家内労働者Ⅰ」では、高年層に職人からの移動があるためにその比率が高くなっている。この二つの社会階層の高年層での最長職期間の比率の高さが、職人グループの比率の高さと相まって、「不安定階層」の高年層での比率を高めているものとおもう。

　要するに、「一般階層」で高令化するにつれて、最長職期間の比率が低くなっていくという傾向が、逆に「不安定階層」のいくつかの社会階層において、高年層で、その比率を高める結果となってあらわれているといえるであろう。もっとも、「単純労働者」のように、高年層でも五二％にとどまっている階層もあり、「単純労働者」は「不安定階層」の中でもとくに低い階層であるといえよう。

　つぎに、興野町での全就業期間に占める最長職の割合を興野町以外のそれと比較してみよう。比較の方法は、賃労働であるいくつかの職種について、それぞれの経験年数をみていくことである。第九表がその表である。資料としては、昭和三四年、労働省の賃金構造基本調査を用いた。この調査において、経験年数が示されている職種はきわめて少ない。したがって、興野町の「工業的労働者」および「単純労働者」と比較しうるように機械製造業、衣服その他の繊維製品製造業、パルプ、紙、紙加工品製造業、道路貨物運送業および通運業、小売業の産業をえらんで経験年数が示されている職種全部を取り上げた。これによると、まず熟練労働者であって、経験年数が長いと思われる「旋盤および同種の工作機械工」の平均が六七％である。興野町住民の平

第9表　職種別，規模別，年令別経験年数とその全就業期間に占める割合

職種	規模	労働者数 計	労働者数 50才以上	労働者数 35～49才	労働者数 39才以下	経験年数 計	経験年数 50才以上	経験年数 35～49才	経験年数 34才以下	経験年数が就業年数に占める割合 計	割合 50才以上	割合 35～49才	割合 35才以下
		人	人	人	人	年	年	年	年	%	%	%	%
旋盤および同種の工作機械工	計	104,544	4,878	32,472	72,072	10.5	27.1	15.8	6.3	67	56	69	70
	1000人以上	16,884	684	5,490	10,710	12.1	22.8	19.1	7.9	68	48	70	72
	100～999	27,792	954	8,352	18,513	11.4	24.8	19.1	7.1	71	52	71	76
	30～99	35,388	1,836	8,388	25,164	9.9	29.4	18.4	5.7	67	61	69	68
	10～29	24,480	1,404	5,364	17,712	9.2	27.7	17.4	5.3	63	58	65	65
機械組立工	計	33,174	2,178	9,144	21,852	10.8	26.8	17.6	6.4	64	56	64	67
	1000人以上	8,100	396	2,610	5,094	11.1	23.5	17.3	6.9	63	49	62	66
	100～999	10,476	612	2,934	6,930	11.1	25.1	18.0	6.9	66	52	65	70
	30～99	10,062	792	2,448	6,822	10.9	30.7	18.0	6.0	67	64	67	67
	10～29	4,536	378	1,152	3,006	9.6	24.6	16.2	5.2	56	51	57	58
手仕上工	計	37,242	3,348	10,836	23,058	11.2	26.3	17.2	6.1	62	55	62	64
	1000人以上	4,230	342	1,710	2,178	13.3	24.0	17.5	8.3	64	50	63	70
	100～999	10,836	486	3,474	6,876	10.6	26.3	17.1	6.2	62	55	62	66
	30～99	14,490	1,548	4,014	8,928	11.2	27.2	17.2	5.7	61	57	61	62
	10～29	7,686	972	1,638	5,076	10.7	25.8	16.9	5.9	58	54	60	62
抄紙機工	計	12,324	444	2,376	9,504	8.6	22.1	14.9	6.3	54	46	55	53
	1000人以上	5,568	168	1,212	4,188	9.7	32.6	16.6	6.8	62	68	62	61
	100～999	3,840	108	732	3,108	7.9	23.4	11.4	6.3	52	49	50	53
	10～99	2,916	168	540	2,208	7.2	10.7	12.5	5.6	44	64	46	49
裁断工	計	7,328	712	1,440	5,176	9.0	24.0	14.2	5.5	53	50	50	58
	1000人以上	144	16	64	64	12.1	25.5	15.7	5.3	53	53	52	56
	100～999	1,584	144	344	1,096	9.0	22.6	14.9	5.4	53	47	52	57
	30～99	2,496	168	552	1,776	9.0	27.3	14.4	5.6	56	57	52	58
	10～29	3,104	384	480	2,240	8.8	23.0	13.1	5.5	51	48	46	58
営業用大型貨物自動車運転手	計	53,082	1,602	12,960	38,520	8.3	23.0	14.2	5.7	47	48	52	44
	1000人以上	17,676	432	5,436	17,676	9.0	21.8	13.9	6.3	45	45	51	40
	100～999	16,722	792	4,158	16,722	8.7	23.3	14.5	5.7	48	49	53	44
	10～99	18,684	378	3,366	18,684	7.3	24.0	14.3	5.2	46	50	52	42
営業用小型貨物自動車運転手	計	33,030	540	4,518	27,972	5.5	18.7	10.7	4.4	41	39	40	41
	1000人以上	8,568	126	1,728	6,714	6.6	18.4	11.9	5.0	37	38	45	33
	100～999	6,354	126	738	5,490	5.0	15.5	9.1	4.2	36	32	33	38
	10～90	18,108	288	2,052	15,768	5.1	20.3	10.3	4.2	41	42	38	42
積卸作業員	計	43,542	5,202	16,740	21,600	8.3	15.1	11.1	4.5	37	31	39	37
	1000人以上	21,366	2,250	10,242	8,874	10.2	17.1	12.5	5.8	43	36	44	43
	100～999	13,338	1,494	4,356	7,488	6.8	14.1	9.3	4.0	33	29	33	34
	10～99	8,838	1,458	2,142	5,239	6.0	13.2	8.2	3.1	29	28	29	30
小売店販売員	計	37,540	2,840	5,300	29,400	4.8	8.0	9.0	3.7	33	26	32	43
	1000人以上	2,460	460	520	1,480	6.0	6.4	10.9	4.2	32	13	38	41
	100～999	5,240	240	560	4,440	4.4	10.8	9.7	3.4	39	23	36	39
	10～99	9,600	780	1,180	7,640	4.5	8.0	8.3	2.7	31	17	30	31

注：就業年数は50才以上は年令から12才，35～49才は12才，34才以下は15才をひいた数。

資料：賃金構造基本調査。

均では六九%であるから、興野町の方が高いことになる。興野町でこの職種に相当すると考えられる「工業労働者一般」では八〇%である。つぎに五〇〜六〇%の比率をもつ職種は、「機械組立工」、「手仕上工」、「抄紙機工」、「裁断工」などで、興野町では、「不安定階層」の中の、近代的労働者の大部分が、これらの職種に相当する比率をもっている。これらの職種のうち「抄紙機工」を除けば高年令化するにつれて経験年数の比率が減少するという傾向がみられる。これは、興野町の「一般階層」にみられる傾向であった。だから、興野町の「不安定階層」の近代的労働者での最長職就業期間は、興野町以外で「一般階層」と考えられるいくつかの職種の経験年数に匹てきしているといえるのである。他方、第九表で低い比率であるのは単純労働である「積卸作業員」、「小売販売店員」である。前者で三七%、後者で三三%となっている。興野町で、これほど低い比率の階層は年令平均でみると「浮動的自営業者」以外にない。「単純労働者」でも五一%である。以上の比較から、興野町の「不安定階層」は「一般階層」と比べれば移動がはげしいが、興野町以外の工業労働者一般に相当する比率であることから、「不安定層」に固定・定着しているということができる。

三、世帯主の出身世帯の社会階層

出身世帯の社会階層構成と世帯主の最長職との相関をみたものが第一〇表である。社会階層のうち最も多いのは、「農業」であって全体の三七%を占めている。つぎが自営業者層の三三%（その大部分は「浮動的自営業者」以外の自営業者である）労働者階級は二六%にしかすぎない。これは現在の世帯主の現職社会階層あるいは、最長職業階層において、労働者階級が最も多いという構成とは全く異なるものである。現在労働者階級である興野町住民は、農業あるいは自営業者層が分解し、現世帯主の代になって、賃労働者化したものといえる。

現在の世帯主の最長職業階層と出身世帯の社会階層との関係をみると、最長職が労働者階級で、出身世帯も同じく労働者階級である者は二三%である。これは、他階層からの流入の多いことを示している。「農業」であったもの四〇%、自営業者であったもの三二%などの流入である。つぎに、最長職が自営業者の場合、出身世帯もそれであったものは四七%で、労働者階級の場合より高い割合で再生産されている。「農業」からの流入は二三%で労働者階級の場合より低い。労働者階級から自営業者層への流入は三〇%となっている。この点は、社会全体にみられる階級分解の過程が個々人において自営業、農業から賃労働者への一方向のみにすすむのではなく、その逆の過程をも伴いながらジグザクの経路ですすむことを示唆しており興味深い。

要するに、興野町住民の大部分は親の代から賃労働者であったのではなく本人の代になって賃労働者化した人々である。

最後に、第一章全体についてまとめておこう。

本章のみならず、本調査報告では、興野町を現代都市社会の一地域として位置づけ、さらに、興野町住民を「一般階層」と「不安定階層」とにわけて分析し、両階層の諸々の性格の異同を把握するという方法を用いた。その方法によって、現代都市社会での低所得階層の性格を明らかにしていこうとしたのである。

㈠　まず、興野町住民の現在の社会階層は、東京都に比べると、労

第10表 世帯主の出身世帯の階層と世帯主の最長職業階層

扶養者の階層＼世帯主の最長職	総計	I 経営者	II 労働者階級	(1) 資本制家内労働者	(2) 単純労働者	(3) 生産労働者	1 工業労働者一般	2 工業労働者下	(4) その他の労働者	(5) 俸給生活者	III 自営業者	(1) 自営業者	(2) 浮動的自営業者	IV 使用人	(1) 生産的使用人	(2) 非生産的使用人	V 無業	小計	就業期間10年未満で最長職業のないもの	就業期間10年未満のもの	不明
総計	198	5	124	44	9	58	(46)	(8)	6	7	30	28	2	3	3	–	–	165	16	8	12
農業	64	2	43	13	2	22	(16)	(3)	4	2	7	7	–	2	2	–	–	54	5	1	4
I 経営者	6	1	3	2	–	1	(1)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4	–	2	–
II 労働者階級	45	1	25	11	2	10	(8)	(2)	2	–	9	8	1	–	–	–	–	35	5	3	2
(1) 資本制家内労働者	11	–	8	7	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8	–	1	2
(2) 単純労働者	4	–	2	–	–	1	(1)	–	1	–	1	1	–	–	–	–	–	3	1	–	–
(3) 生産労働者	17	–	10	3	1	6	(4)	(2)	–	–	4	4	–	–	–	–	–	14	2	1	–
(4) その他の労働者	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
(5) 俸給生活者	13	1	5	1	–	3	(3)	–	1	–	4	3	1	–	–	–	–	10	2	1	–
III 自営業者	56	–	35	19	3	17	(14)	(2)	–	4	14	13	1	1	1	–	–	50	5	–	2
(1) 自営業者	51	–	32	10	3	15	(12)	(2)	–	4	14	13	1	1	1	–	–	46	5	–	–
(2) 浮動的自営業者	5	–	3	1	–	3	(2)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4	–	–	1
IV 使用人	2	–	2	–	1	1	(1)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–	–
(1) 生産的使用人	2	–	2	–	1	1	(1)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–	–
(2) 非生産的使用人	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
V 無業	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
小計	173	4	108	37	8	54	(40)	(7)	6	6	30	28	2	3	3	–	–	145	15	6	7
不明	25	1	16	7	1	7	(6)	(1)	–	1	–	–	–	–	–	–	–	17	1	2	5
農業	／	50	45	35	25	43	40	42	66	73	23	25	–	67	67	–	37				
I 経営者	／	25	3	5	–	2	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3				
II 労働者階級	／	25	23	30	25	20	20	29	33	–	30	29	50	–	–	–	24				
(1) 資本制家内労働者	／	–	7	19	13	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5				
(2) 単純労働者	／	–	1	–	–	2	3	–	17	–	3	4	–	–	–	–	2				
(3) 生産労働者	／	–	9	8	13	12	10	29	–	–	13	14	–	–	–	–	10				
(4) その他の労働者	／	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–				
(5) 俸給生活者	／	25	5	3	–	6	8	–	17	–	13	11	50	–	–	–	7				
III 自営業者	／	–	32	30	38	33	35	29	–	67	47	46	50	33	33	–	35				
(1) 自営業者	／	–	30	27	38	29	30	29	–	67	47	46	50	33	33	–	32				
(2) 浮動的自営業者	／	–	3	3	–	4	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3				
IV 使用人	／	–	2	–	13	2	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1				
(1) 生産的使用人	／	–	2	–	13	2	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1				
(2) 非生産的使用人	／	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–				
小計	／	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100				

働者階級に属するものが多く、資本家階級および自営業者層が少ない。しかも、資本家階級といっても、自ら労働する小経営主であり、自営業者も、賃労働者の自営業的形態と考えられるものである。したがって、興野町は典型的な賃労働者の街ということができる。

つぎに、興野町住民を「一般階層」と「不安定階層」にわけると、東京都に比べて「不安定階層」が多く、又、それは興野町では「一般階層」より多くなっている。この「不安定階層」の中心は「資本制家内労働者」であり、それに、「工業労働者下」、「単純労働者」がつづいている。興野町は、賃労働者の街であり、なかんづく、「低賃金・不安定所得労働者」の密集地域である。

㈡　㈠にみられた現在の社会階層構成の形成の経路について。個々の職業歴上で最も長期にわたって就業した職業と現職との関係では、両者とも「同じ」であるものが大部分である。又移動したものについてみても、半数以上は「一般階層」から「一般階層」へ、「不安定階層」から「不安定階層」へというように、同階層内で移動している。他階層への移動の場合は、転落移動の方がやや多い。高年令層ではほとんどが転落移動となっている。したがって興野町での現職の階層は一般的にいって最長職業の連続ないしは同階層内の横移動および転落移動の結果なのである。

㈢　最長職業の継続期間が全就業期間に占める割合について。興野町全体と、全国の工業労働者のうち、比較的経験年数が長いとおもわれる施盤工および同種の工作機械工とでは、右の割合は興野町の方が高い。興野町の住民はかなり長期にわたる最長職業をもっているのである。つぎに興野町の「一般階層」と「不安定階層」とで比べれば後者の方が低くなっている。「不安定階層」のそれは二つのグループにわけられる。一つは、「資本制家内労働者Ⅰ」、「建設職人」、「建設業以外の職人」などで、「一般階層」以上の高い割合をもっている。もう一つは、「資本制家内労働者Ⅱ・Ⅲ」、「単純労働者」、「工業労働者下」などで低い割合である。しかし第二のグループでも、年令平均では、興野町以外のいくつかの熟練職種に相当して高い割合である。だから㈡にふれたことと考えあわせて、興野町住民の最長職業の就業期間は相対的に長く、「不安定階層」に固定・定着しているといえるだろう。

第二章　興野町住民の労働力供給構造

第一節　家族の大きさとその労働力構成

第二章の課題は、興野町住民の労働力供給構造の分析を通して、低所得階層のそれの特徴を明らかにすることである。ここでの分析の場面は世帯である。そして、消費生活のために必要な所得源泉という視点から問題とする。即ち、労働者を個々人としてとらえるのではなく、世帯を単位とした、その中での総体としての労働力の量及び質を問題とするのである。

最初に家族の大きさとその労働力構成の分析からはじめよう。これらの要因は、いうまでもなく世帯の労働と消費生活の基盤であるが、又、家族の大きさ、その労働力構成の如何がその世帯が担っている問

題をあらわしていると考えるからである。

この章では、もっぱら第一章で説明した「一般階層」、「不安定階層」の指標を用いているが、さらにここでは「一般階層」を上と下にわけた。その基準は全く任意的なものである。上とは中産階層の名に値いするもの以上である。「事務員上」と「技術者」の五ケースを「一般階層上」とした。「Iの1、経営者、Iの2、その他の部門担当者」もここに含むべきものであるが、興野町の我々の調査対象世帯では一世帯もなかった。

第一表の1及び2は、一世帯当り家族人数とその労働力構成、及び労働力構成比を昭和三五年の国勢調査により全国諸地区との比較において示したものである。都市平均をあらわすものとして、「人口集中地区」[1]を用いた。それによりまず興野町全体と都市平均とを比べてみよう。興野町の平均家族人員は四・六人である。これに対して都市平均は四・二人で、興野町の方が〇・四人多い。全国とくらべても〇・三人多い。だが、農林就業者（専業）よりは〇・七人少い。次に、労働力構成のどの部分が、大又は小となっているかをみてみよう。都市平均と比べると、老令者（男六〇、女五五才以上のもの）数は各〇・四人で等しく、生産年令（男五九、五四女才以下一五才以上）のものも、各々二・七人で等しい。一四才以下のものは興野町は一・五人に対して都市平均では一・一人である。家族人数における〇・四人の差は、一四才以下のものの差である。農林就業者では一・九人で、興野町よりも多い。これを第一表の2の家族人数に対する比率でみると、一四才以下のものの比率は、興野町で三二%、人口集中地区では、二六%と六%の差である。だが、人数では一番多かった農林就業者にあって、比率は二七%と、むしろ都市平均に近似している。以上から、興野町は、都市でありながら家族数が大きい。第二にそれは、一四才以下のものにおいて大である。第三にだが、老令者及び生産年令のものの人数は、都市平均と丁度一致していることがわかる。生産年令のものの人数が都市平均と一致していることを強調しておきたい。

次に興野町の中の「一般階層」と「不安定階層」をみてみよう。家族人数は、「一般階層」で四・八人、「不安定階層」で四・五人である。「一般階層」の方が、〇・三人多いが、前述の都市平均とくらべると〇・六人も多いことになる。その労働力構成をみると、老令者及び生産年令のものの人数は、「一般階層」と「不安定階層」は各々相等しく、〇・四人と二・七人である。だが、一四才以下のものの人数は「一般階層」では一・七人、「不安定階層」では一・四人で、「一般階層」の方が〇・三人多い。「一般階層」を都市平均と比らべると、〇・六人も多いことになる。

さらに、各階層についてみてみよう。「一般階層」の中味をみると家族人数は金利生活者（3ケース）の場合のみは小であるが、他は皆四・七人以上である。生産年令人口のものは二・六人以上である。一四才以下のものの人数は二三の階層で小であるが、「小経営主」「工業労働者一般、その他の生産労働者、その他の労働者」「事務員下」等世帯数の八割以上を占める階層では一・七人以上である。「不安定階層」のものでは、二つのタイプにわけられるようである。その二つとは家族人員の多い「資本制家内労働者」（四・八人）、「建設及びその

第1表の1　家族の大きさ及びその労働力構成（実数）

地区	階層		地区及び世帯主階層		世帯数	家族人数	世帯の労働力構成 男60,女55才以上	男59,女54才以下15才以上 計	男	女	14才以下	世帯主平均年令
興野町	総計				198	人 4.6	人 0.4	人 2.7	人 1.3	人 1.4	人 1.5	44
	一般階層	計			87	4.8	0.4	2.7	1.3	1.4	1.7	43
		上	Ⅱの(5)の1 (5)の3	事務員上 技術者	5	4.8	1.0	2.6	1.2	1.4	1.2	36
		下	小計		82	4.8	0.4	2.7	1.3	1.4	1.7	44
			Ⅰ	小経営主	7	6.0	0.6	3.3	1.4	1.9	2.1	48
			Ⅱの(3)の1 (3)の3 (4)の1	工業労働者一般 その他の生産労働者 その他の労働者	54	4.7	0.3	2.7	1.2	1.5	1.7	42
			Ⅱの(5)の2	事務員下	11	5.1	0.3	3.1	1.3	1.8	1.7	44
			Ⅲの(1)の3 (1)の4	商業・サービス・飲食業者 その他の自営業者	7	4.7	0.6	3.0	1.6	1.4	1.1	51
			Ⅴの3	金利生活者	3	3.0	1.0	1.3	0.3	1.0	0.7	52
	不安定階層	計			111	4.5	0.4	2.7	1.3	1.4	1.4	45
			Ⅱの(1)	資本制家内労働者	54	4.8	0.3	2.9	1.5	1.4	1.6	44
			Ⅱの(2)	単純労働者	14＜6/8	3.4	0.9	1.8	0.9	0.9	0.7	49＜35/58
			Ⅱの(3)の2	工業労働者下	17＜13/4	3.6	0.8	1.8	0.8	1.0	1.0	44＜37/66
			Ⅲの(1)の1 (1)の2	建設平職人 建設以外の職人	14	5.1	0.4	2.9	1.6	1.3	1.8	44
			Ⅲの(2)	浮動的自営業者	4	5.3	0.3	4.2	1.8	2.4	0.8	46
			Ⅳ	使用人	2	4.5	－	2.0	1.0	1.0	2.5	47
			Ⅴ	失業 病気及び老令	6	5.5	0.5	3.7	2.0	1.7	1.3	52
全国					19,571,300	4.5	0.5	2.6	1.3	1.3	1.4	44
都市平均（人口集中地区）					9,180,200	4.2	0.4	2.7	1.4	1.3	1.1	43
農林就業者世帯（専業）					3,573,500	5.3	3.4				1.9	45

〈資料〉 興野町調査及び昭和35年国勢調査1％抽出。

注：「単純労働者」と「工業労働者」は二段に書いているが上段が若年グループ，下段が老年グループである。

第1表の2　世帯の労働力構成（比率）

地区及び世帯主階層		計	男60才女55才以上	男59，女54才以下15才以上 計	男	女	14才以下
興野町	計	100%	9%	59%	28%	31%	32%
	一般階層	100	8	57	26	31	35
	不安定階層	100	7	59	29	30	31
全国		100	11	59	30	29	30
都市平均（人口集中地区）		100	9	65	33	32	26
農林就業者（専業）		100	73				27

（1）「人口集中地区」とは、町村合併等により行政区画がかならずしも都市的地域の特質をあらわさなくなったので、昭和三五年国調ではじめてもちいられた地域区分である。その内容は、人口密度の高い地区が隣接しており、かつ一平方キロメートルあたり五〇〇〇人以上を有する地域である。

他の職人」（五・一人）のグループと「単純労働者」（三・四人）、「工業労働者下」（三・六人）の家族人員の小であるグループである。前者は、家族の大きさ及びその労働力構成の傾向は前述した「一般階層」に似ているが、生産年令のものが、〇・二人だが多くなっている。他方、後者は労働力構成の点でも違っている。老年者が多く、生産年令のもの及び一四才以下のものでは約一人づつも小さい。全く異質な労働力構成であるといえよう。

家族構成及びその労働構成ついてまとめると次のようである、興野町は都市平均と比べて家族人数が大きい。それは一四才以下のものが多いからである。生産年令人口のものと老令者の人数は都市と同数である。子沢山ではあるが、世帯のもつ労働力という点では正常な、欠損していない労働力構成といえよう。次に興野町の各階層についてみると、「一般階層」では、前述した興野町の傾向はさらに強調される。即ち子供が多いことである。「不安定階層」では、大半（約七割）は「一般階層」と同じく、家族人数が大であり、子供が多い。即ち、養育費、教育費等の生活費が多く生活の枠組が大きいということである。「不安定階層」の一部に傾向を異にする階層がある。「単純労働者」と「工業労働者下」がそれであるが、これらの階層では家族の大きさは小で、老令者が多く、生産年令のもの及び一四才以下の子供の数は少い。その理由は世帯主が第一表からもわかるように老令者であるため一四才以下の子供が少く、ことに又女世帯主が多いことに表されているように生産年令のものを欠損しているのであろう。これらの階層が「不安定階層」の平均家族人数を小ならしめている。

第二節　有業者について

一、有業者数とその生産年令人口に占める割合

では、世帯の有業者について、如何なる特徴がみられるであろうか。第二表は、一世帯当り有業者数、その生産年令人口に占める割合、及び有業率を示したものである。ここでも、都市平均との比較からはじめる。興野町全体では、有業者数は二・一人である。これに対して人口集中地区では一・六人である。興野町の方が〇・五人、即ち約三割も高い。前節にのべたように、生産年令のものの人数は相等しいから、生産年令人口に占める有業者数の割合は、興野町では、有業者の人数に比例して高いこととなる。興野町では七四％、人口集中地区では五九％で、一五％もの差となっている。ついでにみると、全国では有業者数二・〇人で、その比率は六六％、農林就業者世帯では、二・八人で七九％である。興野町は、生産年令人口の中での比率でみると、農林就業者に匹適する高さである。農林業における労働様式を考えるとき、興野町のそれが如何に高い比率であるかがわかる。七四％ということは、四人のうち三人までが就業していることである。全く多就業というしかない。

ところで次に家族員数に対する有業者の割合（有業率）をみてみよう。

第2表　一世帯当り有業者数及び有業者の生産年令人口に占める割合

地区及び世帯主階層				世帯数	一世帯当り有業者数 計	有業者の男女別年令別構成 男60，女55才以上	男59，女54才以下15才以上 小計	男	女	生産年令人口中に占める割合(注)	有業率
興野町	総計			198	人 2.1	人 0.2	人 2.0	人 1.2	人 0.8	% 74	% 46
興野町	一般階層		計	87	2.0	0.1	1.9	1.3	0.7	70	43
興野町	一般階層	上	Ⅱの(5)の1 事務員上 (5)の3 技術者	5	1.4	–	1.4	1.0	0.4	54	29
興野町	一般階層	下	計	82	2.0	0.1	1.9	1.2	0.7	71	43
興野町	一般階層	下	Ⅰ 小経営主	7	2.3	0.1	2.1	1.3	0.8	67	38
興野町	一般階層	下	Ⅱの(3)の1 工業労働者一般 (3)の3 その他の生産労働者 (4)の1 その他の労働者	54	2.0	0.1	1.9	1.2	0.7	72	42
興野町	一般階層	下	Ⅱの(5)の2 事務員下	11	2.3	0.2	2.1	1.2	0.9	69	45
興野町	一般階層	下	Ⅲの(1)の3 商業・サービス・飲食業者 (1)の4 その他の自営業者	7	2.7	0.4	2.3	1.1	1.2	79	57
興野町	一般階層	下	Ⅴの3 金利生活者	3	0.3	–	0.3	–	0.3	25	10
興野町	不安定階層		計	111	2.2	0.2	2.0	1.2	0.8	78	49
興野町	不安定階層		Ⅱの(1) 資本制家内労働者	54	2.4	0.1	2.3	1.4	0.9	78	50
興野町	不安定階層		Ⅱの(2) 単純労働者	14	1.9	0.5	1.4	0.5	0.9	79	56
興野町	不安定階層		Ⅱの(3)の2 工業労働者下	17	1.7	0.3	1.4	0.6	0.8	81	47
興野町	不安定階層		Ⅲの(1)の1 建設平職人 (1)の2 建設以外の職人	14	2.4	0.3	2.1	1.6	0.5	73	47
興野町	不安定階層		Ⅲの(2) 浮動的自営業者	4	3.8	–	3.8	1.5	2.3	88	72
興野町	不安定階層		Ⅳ 使用人	2	1.5	–	1.5	1.0	0.5	75	33
興野町	不安定階層		Ⅴ 失業 病気及び老令	6	1.7	–	1.7	1.2	0.5	45	30
全国				19,571,000	2.0					66	44
都市（人口集中地区）				9,180,000	1.6	0.1	1.5	1.0	0.5	59	38
農林就業者世帯（専業）				3,574,000	2.8					79	53

〈資料〉 昭和35年国勢調査及び興野町調査

注:「生産年令人口中に占める割合」＝ $\dfrac{\text{有業者数}}{\text{生産年令人口＋有業の男60，女55才以上のもの}}$

その逆数は、有業者一人当りの扶養者数である。つまりたとえば有業率五〇%ということは、有業者一人の所得で二人が生活することである。家族の大きさは、第一節でみたように、興野町の方が、都市平均よりも大きかった。だが有業率は、興野町全体では四六%、都市平均で三八%である。興野町は、大きな家族員数をさらに上まわる有業率である。それは換言すれば、都市平均にくらべて、有業者一人当りの扶養能力が微力であるということである。だから、より低位の階層では、ますます多くのものが、就業しなければならないということであろう。

次に、興野町の「一般階層」と「不安定階層」ではどうであろうか。「一般階層」では、有業者数は二・〇人、その生産年令人に占める割合は七〇%、有業率は四三%で、都市平均を比べると、やはり、かなり高い比率といえる。「不安定階層」では、さらに高い。有業者数は二・二人で、その比率は、七八%であって、五人中四人までも就業している勘定である。有業率は四九%と都市平均より約二〇%も高い。さらに、各階層についてみてみよう。生産年令人口に対する割合で都市平均より小さな比率なのは、無職の「金利生活者」、「失業、病気及び老令」のものを除外すると、「一般階層上」の「事務員上、技術者」のわずか五世帯のものだけである。この階層では有業率も五四%と低い。階層の性格がよくあらわれているといえよう。その他の「一般階層」のものでは、「商業、サービス業、飲食業者」が七九%で飛び抜けて高いが、これは、農業と同じように、職業の独自性によるとみることが出来よう。他の階層のものは、七〇%前後である。そして有業率は四〇%前後である。「不安定階層」では、概して「一般階層」より高い。家族の大きさが小さかった「単純労働者」「工業労働者下」のものも生産年令のものに占める割合は各々七九%、八一%であって逆比例して高くなっている。有業率で「単純労働者」、「浮動的自営業」が高くなっているのは注目に値しよう。

二、世帯における地位別にみた稼働状況

興野町住民の一世帯中の有業者の割合は非常に高く、なかんずく「不安定階層」では高くなっているのであるが、それは、世帯の中のだれであるのかをみてみよう。次に掲げた表は、生産年令のものの妻、妻以外の世帯員及び世帯主も含めた老令者のうちの有業者数を各々の総人数で除して稼働率を計算したものである。興野町計でみると、妻の稼働率が三六%、男子世帯員が八五%、女子世帯員が七三%、老令者が三八%である。これらの数値の相対関係は、常識的に合点がゆくものである。妻と老令者は少なく、若い世帯員の稼働率は高い。なかでも男子の場合が高いからである。各々と都市平均と比べたいのであるが昭和三五年国勢調査では生産年令の世帯員計と老令者しかとり出せなかった。それによれば、世帯員計は興野町では六〇%に対して、都市平均では四〇%である。興野町では、一〇人のうち六人は所得をうるために働いているのである。「一般階層」と「不安定階層」の関係や各々の階層の傾向は、第二表と殆んど同じである。というのは第三表の世帯員計とは、ほぼ一〇〇%稼動の世帯主を第二表からとり除いたにすぎないものだからである。次に老令者についてみると興野町の三八%に対して都市平均では六%少ない三二%である。老令者も又多く稼動している。「一般階層」では、都市平均より少ないが、「不安

第3表　世帯における地位別にみた稼動状況

地区及び世帯主階層	世帯数	稼働率 世帯員（男59，女54才以下） 計	稼働率 世帯員 妻	稼働率 世帯員 妻以外 小計	稼働率 世帯員 妻以外 男	稼働率 世帯員 妻以外 女	稼働率 男55 女60才以上	有業者数 世帯員（男59，女54才以下） 計	有業者数 世帯員 妻	有業者数 世帯員 妻以外 小計	有業者数 世帯員 妻以外 男	有業者数 世帯員 妻以外 女	有業者数 男55 女60才以上	人数 世帯員（男59，女54才以下） 計	人数 世帯員 妻	人数 世帯員 妻以外 小計	人数 世帯員 妻以外 男	人数 世帯員 妻以外 女	人数 男55 女60才以上
興野町 総計	198	60%	36%	78%	85%	73%	38%	217	56	161	78	83	32	361	157	204	92	112	84
一般階層 計	87	54	36	72	77	69	26	86	29	57	23	34	9	158	80	78	30	48	35
上 IIの(5)の1 事務員上 (5)の3 技術者	5	15	25	25	0	33	0	2	1	1	–	1	–	8	4	4	1	3	5
下 小計	82	56	37	74	79	71	30	84	28	56	23	33	9	150	76	74	29	45	30
I 小経営主	7	53	29	70	75	67	25	19	2	7	3	4	1	17	7	10	4	6	4
IIの(3)の1 工業労働者一般 (3)の3 その他の生産労働者 (4)の1 その他の労働者	54	55	42	72	71	72	19	50	22	28	10	18	3	91	52	39	14	25	16
IIの(5)の2 事務員下	11	54	11	80	83	78	67	13	1	12	5	7	2	24	9	15	6	9	3
IIの(1)の3 商業・サービス・飲食業者 (1)の4 その他の自営業者	7	67	40	80	100	60	75	11	2	9	5	4	3	15	5	10	5	5	4
Vの3 金利生活者	3	33	33	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	3	3	–	–	–	3
不安定階層 計	111	65	35	83	89	77	47	131	27	104	55	49	23	203	77	126	62	64	49
IIの(1) 資本制家内労働者	54	67	59	82	85	79	47	73	17	56	29	27	7	109	41	68	34	34	15
IIの(2) 単純労働者	14	57	0	90	100	80	58	9	–	9	5	4	7	16	6	10	5	5	12
IIの(3)の2 工業労働者下	17	67	33	89	100	83	38	11	3	8	3	5	5	18	9	9	3	6	13
IIIの(1)の1 建設平職人 (1)の2 建設以外の職人	14	57	8	94	90	100	80	16	1	15	9	6	4	28	12	16	10	6	5
IIIの(2) 浮動的自営業者	4	85	100	80	67	87	0	11	3	8	2	6	–	13	3	10	3	7	1
IV 使用人	2	50	50	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–
Vの1 失業 2 病気及び老令	6	59	50	62	100	17	0	10	2	8	7	1	–	17	4	13	7	6	3
全国		49					40												
都市平均（人口集中地区）							32												
都市平均（市部）		40																	
郡部		61					54												

〈資料〉 昭和35年国勢調査，興野町調査。

定階層」では「一般階層」の二倍に近い値となっている。「一般階層」と「不安定階層」の差が大きい。

世帯員の各々についてもみてみよう。まず妻である。「一般階層」と「不安定階層」とでは差がない。妻の「稼働率」できわだっているのは、世帯主が資本制家内労働者の場合である。六割もが稼働している。われわれの調査とほぼ時を同じくしてなされた足立区公共職補導所による「家庭内職従事状況実態調査報告書」は、足立区住民の全体について、無作為抽出により調査されたものであるが、これによると、妻の稼働率は三三%で我々の調査結果と近似している。三軒のきをならべている家のうち一軒では妻が稼働しているのである。足立区全体が集団として等質なのであろう。妻以外の世帯員では、「不安定階層」の方が「一般階層」より稼働率が高い。「不安定階層」の男子では実に九割である、進学率の低さがあらわれていると思われる。

三、生活歴の波動と有業者の生産年令人口における割合

家族の生活歴上の波動と有業者の割合の関連をみて、多就業の内容をさらに具体的にみてみよう。第四表の表頭の時点は、生活歴上の諸段階とその移行をあらわしている。1時点は結婚してまだ子供のない期間、2時点は非生産年令の子供のいる期間、3時点は先に生まれた子供は生産年令に達しているが、末子が非生産年令である期間、4時点は子供の皆が生産年令である期間、5時点は老令者のみである時点、「その他」は一世帯の中に生産年令の夫婦を二世代含んでいるものである。単なる同居でなく、親族関係にあって家計を共にするものである。各時点とも老令者を含んでいることに注意されたい。

第4表　生活歴の時点別有業者の生産年令人口に占める割合

生活歴上の時点		計	1 夫婦	2 夫婦と非生産年令の子供	3 夫婦と生産年令の子供及び生産年令の子供	4 夫婦と生産年令の子供	5 老令者のみ	その他
有業者の生産年令人口に占める割合	計	74%	74%	67%	73%	88%	75%	64%
	一般階層	70	64	69	69	90	−	54
	不安定階層	78	91	66	79	91	75	69
世帯数	計	198 (100)	12 (6)	85 (43)	58 (29)	30 (15)	5 (3)	8 (4)
	一般階層	87 (100)	7 (8)	41 (48)	28 (32)	8 (9)	−	3 (3)
	不安定階層	111 (100)	5 (4)	44 (41)	30 (28)	22 (20)	5 (4)	5 (4)

注 1. 夫婦とは，いずれも男59才，女54才以下のもの。
老令者とは，男60才，女55才以上のもの。
非生産年令とは，14才以下，生産年令は15才以上。
2. 1〜5時点には各々老令者を含む。
3. ( ) 内は %。
4. 有業者の生産年令人口中に占める割合の算出法は第2表と同じ。

その他の収入（指数）及び有業者数

30,000〜34,999	35,000〜39,999	40,000〜44,999	45,000〜49,999	50,000〜59,999	60,000〜69,999	70,000〜79,999	80,000〜89,000	90,000〜99,999	100,000〜
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0.41	0.35	0.34	0.39	0.45	0.36	0.45	0.40	0.57	0.49
0.14	0.10	0.13	0.13	0.13	0.11	0.14	0.16	0.14	0.10
0.12	0.10	0.09	0.14	0.15	0.13	0.12	0.11	0.22	0.19
1.44	1.40	1.42	1.53	1.50	1.63	1.95	1.66	1.57	1.51
886	712	465	349	527	272	153	87	47	134
1	1	1	1	1	1	1	1		
0.38	0.44	0.51	0.47	0.66	0.64	0.63	0.65		
0.15	0.21	0.27	0.24	0.41	0.35	0.34	0.42		
0.09	0.08	0.07	0.09	0.11	0.12	0.09	0.11		
1.59	1.77	2.01	1.97	2.35	2.32	2.58	2.90		
977	553	394	224	230	76	31	21		
1									
1.98									
1.10									
0.11									
3.06									
18									

さて、各時点の差違をみてみよう。数字は生産年令人口中の有業者の割合である。計でみると2時点がもっとも小で4時点がもっとも大であり、1、3、5時点がほぼ同じ値で真中に位する。だが5時点は、ケース数が少ないので信頼性はうすい。2時点で最も小で、4時点で最も大となるのは、近代家族であれば常識的な解答であるが、問題なのはその数値の大きさである。2時点とは、まだ子供が生産年令に達さず、養育の必要ある時期であり、老令者以外には、妻しか働けるものはないのに約七割が働いている状況である。夫を五割とみて、分母と分子からさしひけば妻の五分の二即ち四割が働いていることになる。子供が手のかからない年令に達し、又は上の子が子守が出来るようになれば、さっそくに稼働しはじめるということであろうか。2時点で、「一般階層」と「不安定階層」の有業者の割合は、各々六九%と六六%で、「一般階層」の方が三%だが大となっている。しかし学令前の子供の数をみると、「一般階層」では一世帯当り〇・七五人、「不安定階層」では一・〇〇人で約三割「不安定階層」の方が多い。不安定の方が小であるという逆現象も前述の理由があてはまるからであろう。

他の時点についても「一般階層」と「不安定階層」を比べてみると、どの時点でも「不安定階層」の方が高い。生活歴上の時点を同じくして比較するということは、条件を同じにするということである。1時点では「不安定階層」は九割にも及んでいる。結婚間もないにもかかわらず、共稼ぎをよぎなくされているのである。

四、世帯収入について

今度の我々の調査には、家計に関する項目は全くないが、他の統計

第5表　実収入階級別世帯主収入に対する

	実収入階級	平均	5,000〜9,999	10,000〜14,999	15,000〜19,999	20,000〜24,999	25,000〜29,000
民間職員	世帯主収入	1		1	1	1	1
	その他の収入	0.38		0.45	0.33	0.30	0.31
	内数 その他の勤先収入及び事業内職収入	0.11		0.10	0.10	0.08	0.09
	内数 貯金引出・保険取金	0.12		0.15	0.09	0.09	0.09
	一世帯別有業者数（人）	1.41		1.18	1.24	1.26	1.31
	世帯数	5,956		154	437	779	929
常用労働者	世帯主収入	1	1	1	1	1	1
	その他の収入	0.42	0.62	0.41	0.38	0.33	0.34
	内数 その他の勤先収入及び事業内職収入	0.20	0.11	0.14	0.14	0.12	0.14
	内数 貯金引出・保険取金	0.08	0.18	0.08	0.07	0.07	0.08
	一世帯別有業者数（人）	1.56	1.20	1.30	1.34	1.40	1.49
	世帯数	6,706	121	486	1,090	1,301	1,190
臨時・日雇	世帯主収入	1	1	1	1	1	1
	その他の収入	0.82	0.34	0.60	0.70	0.98	0.98
	内数 その他の勤先収入及び事業内職収入	0.46	0.08	0.27	0.43	0.54	0.63
	内数 貯金引出・保険取金	0.06	0.03	0.03	0.06	0.10	0.05
	一世帯別有業者数（人）	1.83	1.14	1.62	1.89	2.08	2.45
	世帯数	408	81	119	95	51	20

〈資料〉　全国消費実態調査　昭34年

資料を用いて多就業に関連した傾向を一二指摘しておきたい。

第五表は、昭和三四年消費実態調査より、世帯主階層別に収入構成及び有業者数の実収入階級による変化をみたものである。収入構成は、世帯主の勤労収入を一とし、その他の可処分所得[(1)]を指数で示している。「その他の勤先収入及び事業内職収入」とは世帯員の収入である。まず最左欄の平均で各階層を比べると、「民間職員」では世帯主収入一に対してその他の収入は〇・三八で、そのうち世帯員による収入は〇・一一となっている。「常用労働者」では、その他の収入は〇・四二、そのうち世帯員収入は〇・二〇であり、「臨時日雇」ではその他の収入は〇・八二、そのうち世帯員収入は〇・四六である。三つの階層のうち「民間職員」では、世帯主収入に対するその他の収入の割合は約四分の一でもっとも小さく、そのうちの世帯員による収入はその他の収入中の二九%で又もっとも少ない。「日雇、臨時」では、その他の収入は世帯主収入とほぼ同じで、世帯員収入はそのうち五六%を占めている。常用労働者はこれらの中間である。この三者の収入構成の相違は明らかであろう。世帯収入中の世帯員収入の重要さは、「日雇、臨時」がもっともつよくつぎが「常用労働者」である。「民間職員」では、世帯収入の一割にしかすぎない。次に実収入階級によるその他の収入及び世帯員収入の増加の勾配をみると、「民間職員」では、その他の収入の増加の勾配は、他の階層にくらべて非常にゆるやかで、そのうち世帯員収入の勾配は、さらにゆるやかになっていて常にその他の収入中の三分の一である。即ち、実収入の上昇は、世帯主の所得に大部分依存し、世帯員の所得の役割は小さいといえる。その他の収

入の勾配が次にゆるやかなのは、「常用労働者」で、「日雇、臨時」では、もっとも急である。世帯員収入の勾配もこの順序で急傾斜となっており、そして「民間職員」とは逆にその他の収入の勾配よりも急である。有業者数をみると、「臨時、日雇」ほど、そのふえ方は大きく、世帯員収入のふえ方に対応している。「常用労働者」及び「臨時、日雇」世帯では、世帯収入が増加するに従って、世帯員収入の役割が大きいといえる。とくに「臨時、日雇」のような下層労働者では、全く世帯員収入即ち有業者数に依存していると思われる。

次に、前述した足立区の「家庭内職従事状況実態調査報告書」により、妻の内職収入についてみてみよう。家庭内職にたずさわっているものは、我々の調査では、妻有業者中の五割、不安定階層では七割、妻総数中の二割、「不安定階層」では二割五分であった。さて、妻の従事、非従事別妻の内職収入をのぞいた一ケ月平均収入は次表のようである。これでみると、世帯収入に、妻の従事、非従事は、かなり対応しているといえよう。妻の内職収入は、一ケ月平均約三〇〇〇円となっている。

第6表　内職従事・非従事・希望世帯別一カ月平均収入

世　帯	1カ月均平収入	指　数	有効世帯/調査世帯
従事世帯	27,800円	67	167/216
非従事世帯	41,400	100	300/449
希望世帯	33,700	81	102/130
平　均	34,300		567/795

注．収入には内職収入を含まない。

注(1)　可処分所得とは、「総収入－強制支出－翌月への繰越」＝「消費支出＋貯蓄」の意。奥村忠夫氏「生活水準の測定と裁定の諸問題」（大阪市立大学宗教学部紀要第6巻）参照。

有業者について簡単にまとめておこう。有業者数、その生産年令のものに占める割合、有業率について、興野町を都市平均と比べると、それらのいずれにおいても興野町の方が大である。興野町は、各就業世帯が多いこと及び、有業者一人当りの所得水準が低いことを意味するであろう。世帯員計及び老令者について稼働率を都市平均とくらべても、多就業の状況がうかがわれた。

次に興野町の「一般階層」と「不安定階層」を比べると、有業者数は「一般階層」で小で「不安定階層」で大である。しかし、第一節でのべた第二のタイプの階層では、「一般階層」より小となっている。もともと稼働可能なものの絶対数が小であったからである。それの生産年令人口に占める割合及び有業率についてみると「不安定階層」の方が大となっている。第二のタイプの単純労働者は、有業者数は小であったのに、有業率はむしろ逆比例してもっとも大となっている。世帯における地位別に稼働率の相違をみると、妻は同じ程度であるが、その他の世帯員及び老令者では、「不安定階層」の方がきわだって大となっている。生活歴上の時点別に即ち家族構成を等しくして比べた場合も「不安定階層」の方が概して多就業であるといえる。階層別に世帯の実収入と世帯主の所得、及び有業者数の関係を第五表でみたが、それからも同様な傾向を指摘出来た。

第三節　世帯員の職業

第一節において、有業率が高いということは、有業者各人の所得水

準が低いということであると述べたが、ところで、世帯員の職業からみた所属階層はどのようであろうか。第七表は世帯主階層の「一般階層」、「不安定階層」別に世帯員の所属階層をみたものである。まず最左欄の合計欄で世帯員全体の傾向をみておこう。世帯主にあっては、「一般階層」と「不安定階層」の比率は四対六であった（第一章第一表）。だが世帯員では、「一般階層」のものが三割、「不安定階層」のものが七割となっていて、「不安定階層」のものの割合がさらに大きい。それは主に妻の階層に原因している。妻は「一般階層」のものは一割もなく資本制家内労働者が五割もある。男子世帯員では、ほぼ世帯主と同じ比率になっている。世帯員の中心階層は、「不安定階層」の「資本制家内労働者」（二八％）と「工業労働者下」（二三％）、それから量は半減するが、「一般階層」の「工業労働者一般、その他の生産労働者、その他の労働者」（一一％）及び「事務員下」（一四％）である。以上で七割五分を占めている。「事務員下」は妻以外の女子世帯員が多い。

このような傾向も、世帯主が「一般階層」である場合と、「不安定階層」である場合とでは非常に違っている。世帯主が「一般階層」である場合には、世帯員における比率は約半々になっている。そして、「資本制家内労働者」は一五％にすぎず、むしろ「工業労働者一般、その他の生産労働者、その他の労働者」「事務員下」が各々約二割づつで多くなっている。男子世帯員では八四％が「一般階層」に属しており、六〇％が「工業労働者一般」のグループである。妻では「資本制家内労働者」の割合は低まり、「商業・サービス・飲食業者」「工業労働者下」及び「各目的自営業者」で高くなっている。前二者は、世帯主が小経営主の場合、その家族従事者を「工業労働者下」に分類したので、家族従事者であるか又は世帯主が一〇〇又は五〇〇人以上規模に勤務し又、本人も中又は大規模企業に勤務している生産労働者である。「名目的自営業者」の中味は賃仕事で、和裁洋裁等、女の内職としてはむしろ高級なものである。妻以外の女子では、「事務員下」がもっとも多い。以上に対して、世帯主が「不安定階層」の場合はどうであろうか。世帯員で「一般階層」に所属するものは、一割五分にすぎない。八割五分が世帯主と同等な「不安定階層」である。多い階層は、「資本制家内労働者」「工業労働者下」である。妻の「資本制家内労働者」の多いことはきわだっている。男子では、同様に「資本制家内労働者」が一番多いが、その他、「工業労働者下」「単純労働者」が、計よりも多くなっている。妻以外の女子では「資本制家内労働者」と「工業労働者下」が多い。

以上をまとめると、世帯主が「一般階層」であれば、男子世帯員ではほとんど「一般階層」に属し、妻やその他の女子でもやはり世帯主に対応した階層である。世帯主が「不安定階層」であれば、世帯員も又、それに対応している。「一般階層」「不安定階層」それぞれお互に類似しあった職業のもので世帯が成立っているといえよう。世帯が多就業形態をとる場合、世帯構成員の間の階層の程度、従って所得額や生活様式のバランスが保たれなければ成立ちがたいということではなかろうか。世帯主の階層により、子供の教育程度、及び職業選択の範囲が限定されることは勿論であるが、世帯の中に頭抜けて良いか悪

第7表　世帯員の階層

世帯主の職業階層 ／ 世帯員の職業階層				実数												%											
				計				一般階層				不安定階層				計				一般階層				不安定階層			
				計	妻	その他 男	その他 女	計	妻	その他 男	その他 女	計	妻	その他 男	その他 女	計	妻	その他 男	その他 女	計	妻	その他 男	その他 女	計	妻	その他 男	その他 女
総計				人 232	人 62	人 82	人 88	人 93	人 31	人 25	人 37	人 139	人 31	人 57	人 51	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
一般階層	計			65	4	37	24	43	4	21	18	21	–	16	6	29	7	45	27	47	13	84	49	16	–	29	12
一般階層	上	IIの(5)の1 (5)の3	事務員上 技術者	1	–	1	–	–	–	–	–	1	–	1	–	1	–	1	–	–	–	–	–	1	–	2	–
一般階層	下	小計		64	4	36	24	43	4	21	18	21	–	15	6	28	7	44	27	47	13	84	49	15	–	27	12
一般階層	下	I	小経営主	1	–	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	2	–
一般階層	下	IIの(3)の1 (3)の3 (4)の1	工業労働者一般 その他の生産労働者 その他の労働者	25	–	22	3	18	–	15	3	7	–	7	–	11	–	27	3	20	–	60	8	5	–	13	–
一般階層	下	IIの(5)の1	事務員下	31	–	10	21	18	–	3	15	13	–	7	6	14	–	12	24	20	–	12	41	10	–	13	12
一般階層	下	IIIの(1)の3 (1)の4	商業・サービス・飲食業者 その他の自営業者	7	4	3	–	7	4	3	–	–	–	–	–	3	7	4	–	7	13	12	–	–	–	–	–
一般階層	下	Vの3	金利生活者	–	–	–		–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
不安定階層	計			165	57	44	64	49	25	4	19	116	31	40	45	71	93	55	73	53	87	16	51	84	100	71	88
不安定階層		IIの(1)	資本制家内労働者	66	33	22	11	14	11	1	1	53	22	21	10	28	53	27	12	15	37	4	3	39	71	38	20
不安定階層		IIの(2)	単純労働者	20	1	5	14	6	1	1	4	14	–	4	10	9	2	6	16	7	3	4	11	10	–	7	20
不安定階層		IIの(3)の2	工業労働者下	51	14	6	31	20	9	1	10	31	5	5	21	22	23	7	36	21	30	4	26	22	16	9	41
不安定階層		IIIの(1)の1 (1)の2	建設平職人 建設以外の職人	7	–	7	–	–	–	–	–	7	–	7	–	3	–	9	–	–	–	–	–	5	–	12	–
不安定階層		IIIの(2)	浮動的自営業者	10	8	–	2	6	5	–	1	4	3	–	1	4	13	–	2	6	17	–	3	3	10	–	2
不安定階層		IV	使用人	10	1	4	5	4	–	1	3	6	1	3	2	4	2	5	6	4	–	4	8	4	3	5	4
不安定階層		Vの1 2	失業 病気及び老令	1	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	1	1	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	2
不明				2	1	1	–	1	1	–	–	1	–	1	–												

第8表　世帯主と世帯員の職業

			a 世帯主が表側の職業である世帯員の人数	b 世帯員本人が表側の職業のもの	c 世帯主で表側の職業で世帯員も同じもの
計	計	実数	108人	80人	59人
		比率	$\frac{c}{a}=0.55$	$\frac{c}{b}=0.74$	
	妻		25	37	22
	男		45	32	28
	女		38	11	9
商業・サービス・飲食業者	計		13	7	7
	妻		4	4	4
	男		5	3	3
	女		4	–	–
建設及び建設以外の職人	計		19	7	6
	妻		2	–	–
	男		10	7	6
	女		7	–	–
家内労働者	計		76	66	46
	妻		19	33	18
	男		30	22	19
	女		27	11	9

いものが出来た場合、早晩自ら出てゆくか、排斥せられるかするのであろう。悪い場合の例は被保護者世帯に多くみかけるところである。

多就業の場合、家族の職業間に類似性がみられるといっても、その類似性は、資本制以前の段階におけるそれとは異なるように思われる。家庭が労働の場であるか又は、職人的技能の伝習がなされる「商業・サービス・飲食業者」、「建設職人、それ以外の職人」及び「資本制家内労働者」についてその点をみてみよう。なぜなら被用者の場合、たとえ親子とも同じ工業労働者であったとしても、その意味は、資本制以前の段階の職業の類似性とは全く異質である。「家」はそれ自体としては職業と無関係であるからである。次表は、上にあげた三つの階層のものについて、世帯主と世帯員の職業の同異をみたものである。これによってみると、自営業的職業に従事している世帯主の妻や子供にあって、家族従事者として共に働いているのは、一〇八人中五九人に即ち五五%にしか当らない。約半数である。他の半数は、世帯主と違う職業についているのである。これを三つの階層別及び世帯員別にみると、「職人」の場合がもっとも少なく、家内労働者が一番家従が多い。妻がもっとも多く、妻以外の女子がもっとも少ない。男子世帯員では四五人中二八人、即ち六二%が家族従事者である。次に世帯員が自営業的職業のもので親が同職のものの割合は、七四%である約二割半のものが世帯主と関係なく家内的職業に従事している。以上からわかるように、世帯主が自営業的職業であっても世帯員は必ずしも同職ではないのである。ここでも「家」は直接に職業を規制していない。多就業は、多様な職業の組合せで構成され、労働のためというよりむしろ消費生活のために個々人の所得がプールされているといえよう。

最後に就業地をみておこう。第九表は有業者の各々の階層と就業地を相関させたものである。これによると興野町住民の三五%が自宅(これは主に家内労働者である)、足立区内が七三%、それに周辺区(江東区、墨田区、台東区、葛飾区、荒川区)を加えると八六%である。周辺区を超えてその他の区に通勤するものは、主に俸給生活者と単純労働者である。階層構成でみて単純労働者の比率が小であったのは、この地域には、単純労働者の労働市場が少ないからだといえよう。周辺区をこえて、その他の区に通勤するものは「不安定階層」より「一般階層」のものが多い。とはいえ「一般階層」でも二三%にすぎない。

世帯における地位別にみると世帯主と世帯員間で大きな違いはない。妻以外の女子世帯員が一番遠征率が高く、男子世帯員は反対に近くに就業している。妻は自宅のものが最も多い。約七割も占めている。

序章であきらかにしたように、足立区及びその周辺区は昼間人口と夜間人口の差が少なく、かつ中小零細規模の企業が多い地域である。それは換言すれば、下請の中小零細規模の企業を中心に、相対的に封鎖的地域的労働市場が出来上っているということである。我々の調査では、それは、職業でみれば、「一般階層」、「不安定階層」にわかれ

第9表の1　就　業　地

	階　層		計	自宅	町内	足立区内	周辺区	その他
実数	総　計		人 394	人 136	人 60	人 91	人 51	人 56
	一般階層		143	20	28	29	33	33
	I	小経営主	8	6	1	–	1	–
	IIの(3)の1 (3)の3 (4)の1	工業労働者一般 その他の生産労働者 その他の労働者	78	3	24	18	22	11
	IIの(5)	俸給生活者	42	–	3	8	10	21
	不安定階層		251	116	32	62	18	23
	IIの(1)	資本制家内労働者	120	91	11	12	2	4
	IIの(2)	単純労働者	30	–	2	8	8	12
	IIの(3)の2	工業労働者下	58	5	11	34	6	2
比率	総　計		% 100	% 35	% 15	% 23	% 13	% 14
	一般階層		100	14	20	20	23	23
	I	小経営主	100	76	12	–	12	–
	IIの(3)の1 (3)の3 (4)の1	工業労働者一般 その他の生産労働者 その他の労働者	100	3	31	23	29	14
	IIの(5)	俸給生活者	100	–	7	19	24	50
	不安定階層		100	46	13	25	7	9
	IIの(1)	資本制家内労働者	100	75	10	10	2	3
	IIの(2)	単純労働者	100	–	7	26	26	41
	IIの(3)の2	工業労働者下	100	8	19	59	10	4

注：1. 周辺区とは江東区，墨田区，台東区，葛飾区，荒川区。
2. 第　表との総計の数値の差は「不明」である。
3. 階層中分類及び小分類は内数。

第9表の2　就　業　地

世帯内の地位		計	自宅	町内	区内	周辺	その他
世帯主	実数	182	60	32	42	25	23
	%	100	33	18	22	14	13
妻	実数	61	41	9	11	–	–
	%	100	68	15	17	–	–
男子世帯員	実数	77	21	13	16	13	14
	%	100	27	17	21	17	18
妻以外の女子世帯員	実数	74	14	6	22	13	19
	%	100	19	8	30	18	25

るとはいえ、「一般階層上」に属するものはとるに足らず、お互に近似した階層であるということ、就業地でみれば、周辺区以内であることにあらわれている。これらの指標は、大都市のダウンタウンとしての性格を物語るものであろう。

五、まとめ

各節ごとに要約したが、最後に全体を簡単にまとめておこう。

各節とも、都市平均と興野町、興野町の「一般階層」と「不安定階層」を比べるという方法をとってきた。それは、興野町を都市平均の中に位置づけ、さらにその中で「一般階層」と「不安定階層」の相違を明確にしたかったからである。

興野町の階層構成の特徴は、第一章によると東京都と比べて最上位の諸階層を欠き、かつ「一般階層」の割合が少ないということであった。

さて、用いた諸指標についてみると、興野町は、都市平均と比べて家族人数が、一四才以下の子供が多いために大であり、有業者数のその生産年令人口に占める割合も又大で、さらに有業率は、家族人員の大きさをこえて大となっていた。興野町では「一般階層」といえども、都市平均に対する関係は同様であった。「一般階層」の中心が生産労働者（工業労働者下を除いた）と事務員下であるからであろう。興野町は概して「子沢山」で「多就業」である。生活水準の低さをあらわしているといえよう。

つぎに「一般階層」と「不安定階層」についてのべよう。

1. 家族人数及びその労働力構成について。「不安定階層」のそれは二つのタイプにわけられる。一つは、「資本制家内労働者」及び「建設及びその他の職人」等で、「一般階層」と同じ傾向をもち、生産年令のものが多くかつ「子沢山で」あるもの、二つは、「単純労働者」及び「工業労働者下」で、家族人数が少なく老令者が非常に多いものである。興野町では、第一のタイプの階層のものが七割を占めていたが、「不安定階層」に正常な労働力を欠損していない世帯が多く含まれているということである。興味ある事実である。

2. 有業者と世帯員の職業について。一世帯当り有業者数は「一般階層」より「不安定階層」の方が多い。有業者数を、「不安定階層」のものについてみると、前述した第一のタイプの階層では、「一般階層」より大きく、第二のタイプの階層では小であるが、その生産年令のものに占める割合、及び有業率は第一のタイプも第二のタイプのものも高い。家族数がふえれば有業者もふえ、家族数が減れば有業者も減るという関係がみられる。だが第二のタイプの「単純労働者」は、「工業労働者下」より有業率が高い。世帯における地位別、及び生活歴上の時点別に「一般階層」と「不安定階層」を比較した場合も同様の傾向がみられた。つぎに世帯員の職業は、世帯主のそれに類似している。世帯主が「不安定階層」であれば世帯員も「不安定階層」のものが多い。だがこの場合職業は類似しているとはいえ必ずしも同職業ではない。世帯員も類似の不安定階層であるということは、世帯員も低賃金労働者であり、生活様式においても類似性があるということであろう。不安定階層で有業率が高いことは、有業者一人当りの所得水準がより低いことを意味しよう。所得が少ないから大勢で働き、労働

市場にあふれ出る。すると一人当り所得は低まる。だからまた働くという悪循環であろうか。

最後に多就業の意味を若干考えておきたい。以上みてきたことからわかるように、興野町はいわゆるスラムのような生活破端者の集団地域ではない。職業も家族の労働力構成もそれなりの独立性と正常さを保持しているものが多い。これを東京都被保護者層（「低所得階層序説」江口英一著、「社会福祉」社会福祉学会発行、資料として昭和二八年都民生活実態調査を用いてある）とくらべると、被保護者の世帯主の中心階層は、男子では、単純労働者と各目的自営業者である。そして無業者が半数以上である。家族人数は三・九人、有業者数は一・一人、有業率は二八％である。この有業率の低さは、しかし有業者の所得の多いことを意味しない。有業者となりうるものが絶対的に欠損しているのである。被保護層との違いは明瞭であろう。興野町では、階層が相対的にではあるが一段上であるとともに、多就業形態をとることにより一定の生活水準を保持し、極貧との距離を支えているのである。だからうらがきしていえば、何らかの原因で多就業形態が保持出来ない事態、たとえば病気、死亡等が発生すると社会保障の不充分さとあいまって直線的に被保護層まで転落するだろう。

次に、我々の調査では次のようなケースに多くぶつかった。興野町の社会構成は、資本制家内労働者中の熟練職種を加えるとかなりの職人層を包含している。一般に職人層の社会的地位は低下しつつあり、従って所得水準も相対的低下しつつあると思われるが、世帯員が就業することにより、貨幣収入を増加させ、そうすることによって世帯主は職人的職業を継続させている。即ち多就業は、階層を固定化させる機能をもつと思われる。

要　約

(一)　興野町住民の職業を、階級関係としてとらえてみれば、その大部分は労働者階級である。それを、所得の高低、所得源泉のもつ不安定度からみるとき、より多く、「不安定階層」に属している。したがってそこにあらわれる生活上の諸問題は低賃金・不安定所得労働者のそれにほかならない。労働者階級であり、かつ、不安定な社会階層としては、①「資本制家内労働者」、②「工業労働者下」、③「単純労働者」が考えられる。しかし、この地域では、①と②が中心となっている。③の「単純労働者」は、その労働市場が別のところにあるために、この地域では少なく、①と②に代替されているとおもわれる。この他、「不安定階層」には、「資本制家内労働」と事実上階層的性格を一にする「建設職人、建設業以外の職人」、および、「資本制家内労働Ⅲ」、単純労働者グループに属する「名目的自営業者」などがある。要するに、興野町は下層労働者地帯として、現代都市社会において、大工場の周辺地帯をなしている。

(二)　興野町住民の「不安定階層」の形成は、おもに、「不安定階層」内の同一職業への固定、その内部での職業或は社会階層間の横移動によっている。それに、「一般階層」からの転落移動がつけ加えられるのである。興野町では上昇移動は少ない。このように、「不安定階層」

は、仕事を求めて待機している潜在失業者の経過的な階層であるよりも、低賃金、不安定所得労働者として長期にわたって固定され、再生産されている階層である。

(三) 興野町の「不安定階層」世帯の労働力供給構造にみられる特徴は、一口でいえば多就業ということである。その原因は一つに都市平均以上に子供数の多い世帯が多く、養育費、教育費等がよりかさむこと、二つは職業が劣悪であること、つまり所得水準が低いことであろう。「一般階層」においても子供数が「不安定階層」と同様に多かったが、有業者は小であったこと、及び、第二のタイプとして家族数の小さなものがあることを考えると、後者の方の要因がより強いといえよう。そして世帯内に「不安定階層」のものがより合うことによって、世帯をして一定の所得水準をかくとくしいるといえる。又多就業形態は、職業或いは、不安定階層への固定化即ち横移動及び転落はあっても上昇はほとんどありえないことに対応している。つまり、世帯主の一般階層への転職が困難であれば、所得を増す方途は多就業化すること以外にない。それが逆に「不安定階層」を社会的に存続させる一要因となっていよう。

(四) 多就業の場合の典型的世帯における職業の組合せは「世帯主・資本制家内労働者＝世帯員・資本制家内労働者又は工業労働者下」「世帯主・工業労働者下＝世帯員・資本制家内労働者又は工業労働者」である。小零細企業及び家内労働者地域としての相互の下請関係は、世帯内の構成員間の関係としてもとり結ばれており、就業地の特徴にもあらわされていたように、世帯と地域の関係の緊密さを物語っている。

最後に、興野町住民調査の直接的結論から示唆されるされる点を二つあげておこう。

第一に、「不安定階層」をなす社会階層の運命について。まず、工業労働者下、資本制家内労働者Ⅱは二つの方向をもっている。一つは、相対的な意味で、社会的地位がより低下する方向。二つは、それが高まる方向である。後者の方向にすすむのは、これらに対応する資本の蓄積がすすみ、且つ、この階層の組織化がすすめられて、賃上げを要求できるときであろう。しかし、個々人をみれば、多くの場合、前者の方向へと、横移動か転落移動するのであって、上昇移動は僅かであろう。上昇移動できるのは、新規に供給される労働力であるとおもう。つぎに、「資本制家内労働者Ⅰ」、「建設平職人」、「建設業以外の職人」などの階層は、それ自体が相対的に縮少されていくか、それ全体が消滅していく方向にあるようにもおもわれる。更に、もう一つ、「資本制家内労働Ⅲ」、「単純労働者」、「浮動的自営業者」などのグループである。これらは、破壊された生活の構造をもって、社会の低辺に存在しつつ、階層的転落の最後の行きつくところとして残されていくのではないだろうか。

第二は、生活の最低標準の問題である。世帯の労働力供給構造についてみたが、「不安定階層」の有業率は、家族の大きさに関係なく、同じように大きかった。つまり家族人数が大となれば有業者数も大となり、小となれば小となるという関係である。ということは、家族人数の大小に関係なく、家族員一人当りの標準的な消費水準があるとい

うことであろう。だが第二章第二節の四において指てきしたように、下位の階層でどんなに有業層数をふやそうとそれによる総所得額には限度がある。「一般階層」に比べて「不安定階層」は、有業者数及び有業率は大であるが、それでも消費水準が同等にはなっていないであろう。①一般階層、②不安定階層の資本制家内労働者Ｉ及び工業労働者下、③単純労働者、浮動的自営業者（行商・露天商）及び資本制家内労働者Ⅲのこの三つにそれぞれ違った消費生活の水準が考えられる。いずれをいわゆる「最低」な消費水準とみるかは問題のあるところであるが、現実の生活の中でこのように層化しており、そしてその間に幅があることは、さらに研究を進める上で重要な手がかりであろう。だが断定的な結論は、消費の水準や構造に関する研究をした上で下されるものである。

　以上、今回の調査をとおして示唆された問題は、残された課題として今後の調査等によって実証的に研究していきたいとおもっている。